

令和元年度 文部科学省委託事業 私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

令和元年度

文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」

私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書

令和2年3月18日

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

教職課程質保証に関する特別委員会

本報告書は、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課委託事業として、一般社団法人全国私立大学教職課程協会が実施した令和元年度「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の成果を取りまとめたものです。

したがって、本報告書の複製、転載、引用等には文部科学省の承認手続きが必要です。

令和元年度

文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」

私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書

令和2年3月18日

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

教職課程質保証に関する特別委員会

はじめに

会長 小原 芳明
(玉川大学学長)

一般社団法人全国私立大学教職課程協会（以下、本協会ないし全私教協）は、文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の委託を受け、「私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究」に取り組んでまいりました。

本協会に加盟する大学は、教育課程質保証の重要性を認識していることは確かです。しかしながら、法的な規定等がないために一定数の大学が学生、地域、社会情勢等に鑑み、もつともよいと判断した教職課程に関する点検・評価に取り組んでいることが昨年度の調査結果から明らかとなり、それに基づいて「教職課程認証評価基準（第一次案）」を作成しました。本協会は、文部科学省の課程認定制度を前提として、私立大学の教職課程の特色と強みを積極的に評価し、それを公表するという目的を達成することも視野に入れたとき、再度その実態をより正確に把握する必要を感じ、教職課程の自己点検・評価に取り組んでいると回答のあった大学を中心に資料調査と訪問調査を行い、実際に取り組んでいる大学の实態や昨年度作成した自己点検・評価基準案に関するご意見、自己点検・評価の実施に際して全私教協に望むことなど具体的に伺わせていただきました。

今年度はこうした調査をもとに、「教職課程認証評価基準（第一次案）」を更新し、自己点検・評価票を用いて、今後各大学において自己点検を行うための「教職課程 自己点検・評価の手引き」を作成しました。ひいては第三者評価にも結び付けることができる取り組みに繋がるようにしていかなければならないと考えております。

本事業の名称を「私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究」としていることから、以上の研究を踏まえて、次年度以降も教職課程質保証評価の正式実施に向けた研究が求められることとなります。本協会としては、今後も研究の推進に力を注ぐ所存です。

各位のご意見をいただければ幸いです。

令和2年3月

目 次

はじめに	i
第Ⅰ章 研究の主題と実施計画	1
第1節 研究の主題と成果目標	3
第2節 研究実施計画	5
第3節 研究の体制	7
第Ⅱ章 私立大学における教職課程評価の現状と課題	9
第1節 自己点検・評価を行っている大学の質保証評価基準	11
第2節 教職課程質保証評価に関する訪問調査	23
インタビュー資料	38
第Ⅲ章 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き	47
1 教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方	51
2 「教職課程 自己点検・評価報告書」の作成	55
3 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のイメージ	60
4 「教職課程 自己点検・評価報告書」の提出	61
全国私立大学教職課程協会「教職課程 自己点検・評価基準」	63
第Ⅳ章 私立大学における教職課程質保証評価の課題	71
第1節 教職課程質保証評価の現状	73
第2節 本委託研究の到達点	73
第3節 今後の課題	75
資料編	77
資料1 2019年度 特別委員会等会議一覧	79
資料2 2019年度 訪問調査先一覧	80
資料3 2018・2019年度 教職課程の質保証に関する特別委員会委員	81
資料4 2018・2019年度 研究委員	82
資料5 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 加盟大学一覧	83

第 I 章

研究の主題と実施計画

第 I 章 研究の主題と実施計画

第 1 節 研究の主題と成果目標

1 研究の背景

本協会は、令和元年度 文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の委託を受け、前年度に引き続き「私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究」として「実施テーマ 8 教職課程の質の保証・向上を図る仕組みの構築」に取り組んだ。本研究の背景には、中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成 18 年 7 月）の示す次のような事実がある。

「大学における教員養成」と「開放制の教員養成」の原則により、質の高い教員が養成され、我が国の学校教育の普及・充実や社会の発展に大きな貢献をしてきたが、現在、大学の教職課程については、様々な課題が指摘されている。

教員免許制度についても、教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に乖離が生じてきている（I-4）。

いま一度これらの原則の理念を明確にするとともに、現在を我が国の教員養成の大きな転換期と捉え、必要な改革を果敢に進めていくことが重要である（I-5）。

この課題は引き続き審議が行われ、平成 27 年 12 月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、「教職課程の質の保証・向上」が提起されている。

- ・全学的に教職課程を統括する組織設置の努力義務化
- ・教職課程における自己点検・評価の実施を制度化
- ・教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討

以上を踏まえ、様々な組織形態をもつ私立大学教職課程において取り組み可能な質保証評価の原則、方法とその運営組織について明らかにすべき時期にある。

昨年度受託した研究の成果をもとに、教職課程の質保証と向上に結果する公正な評価の在り方について、実施可能な具体策の提案を中心に検討を試みることにする。

2 研究の主題

教員育成制度の創設によって、教員養成を行う大学の役割は重要性を増している。私立大学教職課程の担ってきた教員養成は、教員育成指標の活用、教職課程コアカリキュラムの具体化等による、よりきめの細かい養成を行うべく、その水準の向上が求められる時代を迎

えている。

開放制のもとでの私立大学教職課程質保証評価は、関係法令を根拠とするとともに、建学の精神に基づく特色ある養成の事実が正しく反映されることが重要である。この観点から、最初に取り組みられる教職課程評価である教職課程自己点検・評価のための評価基準・指標を考案し、各大学における実施のプロセスに対するガイドラインを作成し、実施のための環境を整えることにより、必要な質保証評価の具体化を行い、教員養成水準の向上に結果することが、本研究の目的である。

建学の精神に基づく創意ある独自性、多様性を持った教職課程の構築は、すでに中教審答申によって求められており、それぞれの大学において、この観点からの自己点検・評価が進められることは、教職課程の質の向上に望ましい結果を生むこととなる。同時に開放制に基づく教職課程の場合、養成水準を確保し教員養成制度の求める課題、地域の教育委員会の求める課題等への対応がしっかりとされているのかどうか、相互評価、第三者評価の実施による養成の共通性、必要性の確保の視点が不可欠である。自己点検・評価と総合的かつ相補的にこれらの評価を行うことは、本協会の可能とするところであり、教職課程質保証評価の全体は、こうした取り組みによって実現が可能である。

以上の判断をもとに、昨年度から本年度途中まで、「認証評価基準」等の名称による評価基準の作成に取り組んだが、本年度は最終的に「教職課程 自己点検・評価基準」として取りまとめた。この点について、その理由と合わせてご理解をお願いしたい。

3 成果目標

本調査研究の想定した当初の成果目標は、次の6点であった。

1. 私立大学教職課程質保証評価の意義の明確化（基本理念）
2. 評価方法・評価指標の策定
3. 評価担当者への研修プログラムの開発
4. 評価組織の具体化
5. 試行調査の実施と分析
6. 関係機関との連携協力

鋭意研究を進めた結果、「3. 評価担当者への研修プログラムの開発」を課題としたほかは達成を見たので、以下本報告書において結果を取りまとめた。

第2節 研究実施計画

1 方法

具体的に研究を進めるために、次の方法を採用することとした。

(1) 私立大学教職課程質保証評価の意義の明確化（基本理念）

私立大学の運営方法、教職課程の設置形態に適した質保証評価の在り方及び公正かつ正確さを担保できる評価方法、実施組織の編制に関する原則を明らかにし、私立大学による評価組織を立ち上げる意義の明確化を図りたい。

(2) 評価方法・指標の策定

昨年度の成果を引き継ぎ、先行する評価組織の持つ評価指標、その他参考とすべき事例を検討し、本研究における評価方法・指標の考案と評価組織の編制方針の策定とを行うこととする。これにより、評価指標をもととする自己点検・評価票に対する意見聴取を含む試行評価を行うこととする。

(3) 評価担当者への研修プログラムの開発

正式に質保証評価を行う場合の方法として、本協会8地区において教職課程評価を行う委員を委嘱することを想定しており、委員への質保証評価のための研修を実施することを予定している。このための研修プログラムの開発を行うため、特定の地区協議会に対して事前ヒアリング等を行う。

(4) 評価組織の具体化

本協会の地区別に、評価委員を始めとした必要な人員の規模、また大学その他に在籍する専門性を有する関係人員確保の見通しを明らかにする。

(5) 試行調査の実施と分析

これらをもとにして、試行調査を年度後半に全国8大学、1地区協議会において実施する。北海道、関東、京都、九州の各地区加盟大学を候補とする。

北海道地区・・・中規模総合大学、地区協議会	計3大学	1地区協議会
関東地区・・・中規模総合大学	計2大学	
京都地区・・・大規模総合大学	計1大学	
九州地区・・・大規模総合大学、単科大学	計2大学	

(6) 教職員支援機構ほか関係機関との連携協力

独立行政法人教職員支援機構及び公益財団法人教員養成評価機構とは、教職課程質

保証評価に関する総合的な研究協力を行い、本研究が教職課程評価の研究全般にとって有効となるよう、相互の研究交流を推進する。また本協会は8地区協議会（北海道、東北、関東、東海・北陸、京都、阪神、中国・四国、九州）424校の私立大学教職課程連携協議会からなる。他にない組織特性を活かして、本年度の研究課題に対しても相互の協力関係を持って取り組んできている。

2 調査研究の実施経緯

月	実施内容
8月	研究開始のための第1回全体準備会議 <ul style="list-style-type: none"> ・研究の全体計画案の確認 ・評価方法、評価指標に関する試行調査実施に向けた具体化 ・地区別評価組織の編制
9月	第1回研究全体会議 <ul style="list-style-type: none"> ・正式に研究を開始。評価方法・評価指標（案）の検討を行う。評価組織の在り方と評価方法・評価指標案を総合したマニュアル「私立大学における教職課程質保証評価の手引き」を作成を検討し、試行調査実施計画の作成を行う。
10月	・教職課程認証評価基準の改定版の検討
11月	本協会2019年度研究交流集会（京都）において本事業の中間報告 訪問調査の開始、これまでに委託研究・研究委員会を4回開催 第5回研究全体会議
12月	・「私立大学における教職課程質保証評価の手引き」をもとにした訪問調査の
1月	実施結果の中間とりまとめ、分析 訪問調査全地区終了 第6・7回研究全体会議 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査結果に基づく私立大学における質保証評価（本評価）の実現性に関する検討 ・これまでの研究成果をもととした教職員支援機構、教員養成評価機構など関係機関との協議を行い、今後の私立大学における教職課程質保証の在り方及びこれを統括する評価組織の在り方に関する取りまとめを行う。
2月	
3月	・本研究全体の取りまとめを行い、報告書原稿の検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究取りまとめを継続し、報告書原稿の作成を継続する。 ・報告書刊行

第3節 研究の体制

委託研究委員による直接の研究実施に加えて、本協会に設置している研究委員会が研究協力を行った（82頁 資料4参照）。

代表者 小原芳明（玉川大学長）

実施責任者 森山賢一（玉川大学）

委員 牛渡 淳（仙台白百合女子大学）
滝沢和彦（大正大学）
田子 健（東京薬科大学）
田中保和（大阪人間科学大学長）
町田健一（前・北陸学院大学長）
八尾坂修（開智国際大学）
横田雅史（帝京平成大学）

研究協力者 佐藤手織（八戸工科大学）
古谷次郎（北星学園大学）
三尾真琴（帝京科学大学）
研究委員会委員

幹事 高橋正彦（玉川大学）
須甲理生（日本女子体育大学）

【五十音順】

第Ⅱ章

私立大学における教職課程評価の現状と課題 —資料調査と訪問調査の実施と結果—

第Ⅱ章 私立大学における教職課程評価の現状と課題

－資料調査と訪問調査の実施と結果－

はじめに

教職課程自己点検・評価を行う基準の策定が、本研究のテーマである。

昨年度は、教職課程認証評価基準（第一次案）を作成しているが、すでに大学評価の一環として教職課程評価に取り組んでいる大学もあることから、これらの大学を中心に、資料調査として、用いられている評価票の収集と分析、訪問調査をして、各大学における教職課程評価の現状と昨年度の評価項目の改善点等に関するヒアリングを行った。この2件の調査を通じて、本協会として、教職課程質保証評価基準のうち、まず自己点検・評価に関する基準の取りまとめを行うこととする。

昨年度の委託研究における「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究」の調査において、「独自に基準を作成している」と回答のあった33大学を対象に、令和元年10月に自己点検・評価票を始めとする関係資料の提供を依頼し、20大学より提供可能な回答（60,6%）を得た。さらに提供された資料を精査した結果、6大学の自己点検・評価に関する評価項目を分析する。次に、この6大学を中心に選定した8大学を選定し、訪問調査を行った。

第1節 自己点検・評価を行っている大学の質保証評価基準

－自己点検・評価票の分析－

1 大学評価と教職課程質保証評価基準

本研究の意図する自己点検・評価を行っている大学は6大学であり、それぞれの自己点検・評価基準および項目を示す。なお、大学名は明記せずアルファベット表記（A～F大学）とすることとした。基準作成と実施の体制、開始時期については、以下のとおりである。

（1）基準作成・実施の組織、全学と教職課程の関係

【全学側で作成等】

- ・教学改革課
- ・自己点検・評価推進会議（学長を議長とする）
- ・FD委員会、自己点検・評価全学委員会

【教職課程側で作成等】

- ・教職課程教育センター自己点検・評価実施委員会
- ・教職センター長及び教職センター自己点検・評価委員会

【全体と教職課程との連携、実施の体制】

・委員長は学長、事務は「評価情報事務室」が担当。教職課程部分に関わる作成部署は、「研究室会議（教職課程教員による委員会）」。その上位機関である「資格課程委員会（委員長は教務部長）」で承認後、「自己点検・評価全学委員会」に提出する。

・学部学科用のセルフマネジメントシートをもとに、学長室で教職課程用に原案を作成、教職支援センターで修正、追加等を行った。大学へは教職支援センター長名で提出、学長室会議で報告をする。

(2) 開始時期

実施大学の多くは、最近の5年ほどの間に開始している。全学的な規模での評価実施に合わせて、関連する基準を用いて教職課程の自己点検・評価を行っている。開始時期の早い大学では、平成18年度より教職課程を含めた資格課程委員会における「自己点検・評価報告書」を作成し、平成20年度から毎年度全学部学科で実施している。

【参考 平成30年度「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書」より】

1. 教職課程の質保証について自己点検・評価の取り組み状況

Q1 貴大学では、教職課程の質保証について自己点検・評価等に取り組んでおられることと思いますが、その現状を次のなかからひとつ選んでください。

- ア. 大学としてチェックリスト等基準を策定して自己点検・評価を行っている。
- イ. 大学としてチェックリスト等基準は策定していないが、年次目標等に基づき、委員会等の組織で適宜自己点検・評価を行っている。
- ウ. 特に行っていない。
- * その他

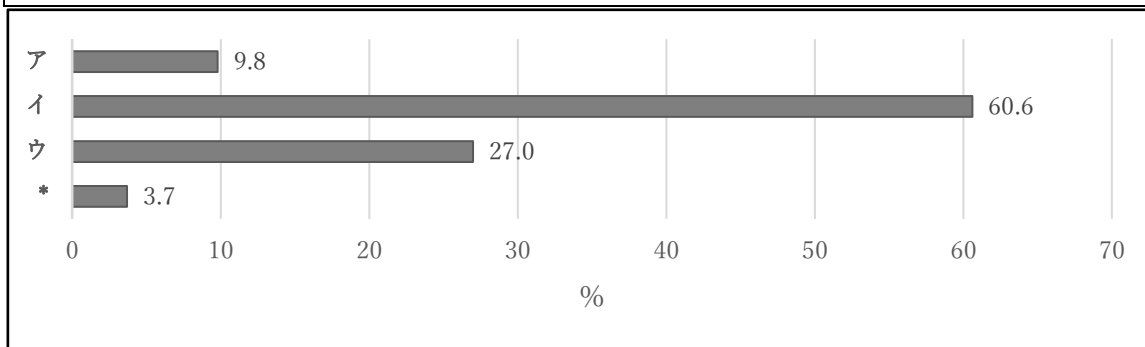


図1 Q1：教職課程質保証について自己点検・評価

<結果 抄>

- ◎ 7割強の大学は、組織的に教職課程の質保証について自己点検・評価等を行っていた。
教職課程質保証に向けての取り組みの意識は、一定程度醸成されてきていると考えられるが、フォーマルな形で実践されている大学は少ない。
- ◎ 自由記述では、大学全体の自己点検・評価の一環として実施しているとする回答が5校あり、開放制の大学の特徴とみることができよう。

(3) 質保証評価基準

① A大学

A大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

1-①教職課程のカリキュラムの運営

1-②教職課程の授業内容

1-③教職課程履修者への支援

(以下、日本語教育課程該当部分省略)

留意点

- 教職課程のカリキュラムがDP及びCPに沿って適切に運営されているか。
- 教職課程の各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- 教職課程履修者への支援が適切になされているか。

【分析】

大学の認証評価に応じた形で自己点検・評価の仕組みを持っており、毎年実施されている。自己点検・評価項目は、日本高等教育評価機構の評価項目をベースに、独自基準として「教職課程」の項目が設定されている。

A大学HPでは、「毎年の自己点検・評価が重要と考えて、確実に自己点検・評価を実施し、自律的な質の向上及び改善を図っている。文部科学省が認証する評価機関の他に、地域社会、産業界、高等学校、卒業生等との連携を図り、これらの協力による外部評価の仕組みを構築している」としている。

② B大学

B大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

基準2 学生

領域：学生の受け入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

視点①：教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

視点②：TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
- 障がいのある学生への配慮を行っているか。
- オフィス・アワー制度を全学的に実施しているか。
- 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- 中途退学者、休学者及び留年者への対応策を行っているか。

基準 3-1 教育課程

領域：卒業認定、教育課程、学修成果、単位認定、修了認定

視点①：教育目的を踏まえたDPの策定と周知

視点②：DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

視点③：単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

教育目的を踏まえ、DPを定め、周知しているか。

DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

基準 3-2 教育課程及び教授方法

視点①：CPの策定と周知

視点②：CPとDPとの一貫性

視点③：CPに沿った教育課程の体系的編成

視点④：教養教育の実施

視点⑤：教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育目的を踏まえ、CPを定め、周知しているか。

CPとDPとの一貫性が確保されているか。

CPに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

シラバスを適切に整備しているか。

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

教養教育を適切に実施しているか。

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

基準 3-3 学修成果の点検・評価

視点①：三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

視点②：教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

【分析】

学部・学科・各センターを対象とする評価の基準のうち、教職課程と実質的な関係がある基準（「基準2 学生」「基準3-1 教育課程」「基準3-2 教育課程及び授業方法」「基準3-3 学修成果の点検・評価」）について評価が行われている。基準の作成については、日本高

等教育評価機構の基準項目の採用および大学設置基準・学校教育法等の関係法令の参酌によることが明記されており、それぞれについて、中期目標・計画の策定、現状説明、成果、改善・向上すべき点とその方策、根拠資料についての記述が求められる。課程独自の教育目的を踏まえたDP・CPの策定・周知も評価項目となっている。

③ C大学

C大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

大項目（評価の基準）4-2：教育内容・方法・成果（教育課程・教育内容）

中項目（1）：教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の適切な開設、教育課程の体系的な編成

視点：必要な授業科目の開設状況、順次性のある体系的配置

中項目（2）：教育課程の編成・実施方針に基づいた各課程に相応しい教育内容の提供

視点：学士課程に相応しい教育内容の提供、初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

【分析】

大学全体の自己点検・評価の体制を前提とした上で、教職課程については、内容的に実質的な関係がある「教育内容・方法・成果」に関わる基準に沿って、提供された評価基準のナンバリング等から、全学対応の基準のうち、教職課程と実質的な関係がある「基準4-2」について評価が行われている。

各基準の点検・評価項目は、基準4-2：（CPに基づいた）科目設定・カリキュラム編成・教育内容、基準4-3：教育方法・学習指導、シラバス、成績評価・単位認定、内部質保証（PDCAサイクル）、基準4-4 学習成果である。

④ D大学

D大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

基準3：教育課程の編成・実施方針にふさわしい授業科目の開設、教育課程の体系的な編成

視点1：適切に教育課程を編成するための措置、教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性、教育課程の順次性及び体系性への配慮

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

- ・初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

視点3：独自設定可

基準4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置

- 視点1：学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置・単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
 - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- <学士課程>
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
 - ・適切な履修指導の実施

基準5：大学の理念・目的等を実現するための、中・長期の計画等の設定

- 視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
 - ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
 - ・卒業・修了要件の明示

視点2：学位授与を適切に行うための措置・学位論文審査基準の明示

視点3：独自設定

基準6：学習成果の適切な把握及び評価

- 視点1：学習成果の指標の適切な設定
- 視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発
- 《学習成果の測定方法例》
- ・アセスメント・テスト
 - ・ルーブリックを活用した測定
 - ・学習成果の測定を目的とした学生調査
 - ・卒業生、就職先への意見聴取

視点3：独自設定

基準7：教育課程及びその内容、方法についての定期的な点検・評価、その結果を踏まえた改善・向上の取り組み

- 視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上
- 視点3：独自設定

【分析】

教学改革課で策定した、全学対応の自己点検・評価基準のうち、教職課程を含む、資格にかかわる講座委員会・会議と実質的な関係がある基準について、評価が行われている。学位ごとの、DP、CPの策定・公表にかかわる基準1・2を除く基準3～7が該当する。各基準の点検・評価項目の内容は、基準3：(CPに基づいた)科目設定・カリキュラム編成、基準4：学習指導・教育方法、基準5：成績評価・単位認定、基準6：学習成果、基準7：内部質保証(PDCAサイクル)である。

⑤ E大学

E大学の自己点検・評価基準・項目は、以下のとおりであり、教職課程の内部質保証基準・項目にも使用される。

基準1：理念・目的

- (1) 附属機関等の理念・目的は適切に設定されているか。
- (2) 附属機関等の理念・目的が、教職員及び学生に周知され社会に公表されているか。
- (3) 附属機関等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

基準2：教育研究組織

- (1) 附属機関等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

基準3：教員・教員組織

- (1) 附属機関として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。
- (2) 附属機関等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。
- (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。
- (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

基準4-1：教育内容・方法・成果

1. 教育目標、学位授与方針、教育の編成・実施方針

- (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。
- (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。
- (3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員及び学生等)に周知され、社会に公表されているか。
- (4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

基準4-2：教育内容・方法・成果

2. 教育課程・教育内容

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設し体系的に編成しているか。
- (2) 教育課程の編成・実施方針に基づき各課程に相応しい教育を提供しているか。

基準 4-3：教育内容・方法・成果

3. 教育方法

- (1) 教育方法及び学習方法は適切か。
- (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。
- (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。
- (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善（授業に関わるFD活動）に結びつけているか。

基準 4-4：教育内容・方法・成果

4. 成果

- (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

基準 5：学生の受け入れ

- (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。
- (2) 学生の受け入れ方針に基づき、適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。
- (3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- (4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生選抜が実施されているか、定期的に検証を行っているか。

基準 6：学生支援

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
- (2) 学生への修学支援は適切に行われているか。
- (3) 学生の生活支援は適切に行われているか。
- (4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

基準 7：教育研究等環境

- (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

基準 10：内部質保証

- (1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。
- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。
- (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

【分析】

大学全体としての自己点検・評価の一環として、大学基準協会が示している基準や項目にほぼ準拠して、教職課程評価を実施している。また、各評価基準や項目において、「現状の説明」、「評価」、「発展計画」の三つの視点から評価を実施している。教職課程評価のほかに、社会教育主事課程、学芸員養成課程等を含めた資格課程委員会としての評価を実施しているため、教職課程独自の視点での評価が実施しにくい可能性がある。上記基準は、教職課程

独自の基準や項目ではない。教職課程も含めた「資格課程委員会」としての報告書をまとめている。

⑥ F大学

F大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

基準1 優れた教育・研究（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づいた人材育成のための教育活動）

基準2 充実した学生生活（充実した学生生活への支援）

基準3 特色ある地域・社会貢献（社会連携・社会貢献）

基準4 ミッションに基づく学風の醸成（学風を醸成する特色ある取り組み）

基準5 セルフマネジメントシートに基づく大学運営（教職支援センターにおける取り組みの改善・評価）

【分析】

平成29年度から大学全体としての第三者評価（大学基準協会）に向けて、各学部学科・研究科単位で「セルフマネジメントシート」を作成して、自己点検・評価に用いているが、平成30年度より教職支援センターを含む三つのセンターでも作成することとなった。

各基準の中には、「取り組み」、「評価改善」、「当該年度実施内容総括（現状と特色（長所）、実践した取り組みや内容及びその効果）」、「改善が要求される点、何が課題か、達成すべき目標は何か、いつまでに行うか、目標達成の方法は何かなどを記す」という自由記述の項目が設定されている。最後に、センター全体の「本年度の総括と次年度の目標について」を記述する項目が設定されている。

各基準の中でも、「基準4 ミッションに基づく学風の醸成（学風を醸成する特色ある取り組み）」、「基準5 セルフマネジメントシートに基づく大学運営（教職支援センターにおける取り組みの改善・評価）」については、独自の基準であると考えられる。

F大学における自己点検・評価は、大学基準協会の基準や項目を参考にしながらも、教職支援センター独自の基準と、各基準について取り組みや改善点などを自由記述で評価できるようなシートを作成している点が独自のであるといえる。

（4）現行評価の全体的特徴

6大学とも、日本高等教育評価機構ないし大学基準協会の行う大学評価基準を教職課程に援用して自発的な評価を行っている。援用する基準は、ほぼ共通していて、科目設定・カリキュラム編成、学習指導・教育方法、成績評価・単位認定、学習成果、内部質保証等である。例は少ないが、教職課程として独自の評価項目を準備している大学がある。

評価主体は、学長責任のもと全学的な部局が担う場合と教職課程センターが広く担う場合がある。また評価の経験年数は最近5年が多く、長く定着したものではないといえる。 _

【参考 平成 30 年度「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書」より】

2. 加盟校の自己点検・評価の観点

Q 2 開放制の教職課程が多い私立大学の多様性や特色を踏まえて、各加盟校においては、どのような観点で点検・評価が行われることが望ましいと考えますか。

(1) 重点的に取り上げたい観点について、下に示した東京学芸大学の作成した「教員養成教育認定基準」①～⑬の中かから5つ選んでください。

また、この①～⑬以外に取り上げたい基準があれば記述してください。

- ① 教員養成教育に対する理念の共有
- ② 教職課程のカリキュラム編成の工夫
- ③ 教職員の組織体制に関する工夫
- ④ 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用
- ⑤ 教職課程への学生の導入に関する工夫
- ⑥ 教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導
- ⑦ 教職への意欲や適性の把握
- ⑧ 履修指導を支える組織体制やシステムの充実
- ⑨ 大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実
- ⑩ 創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実
- ⑪ 学校現場への理解と教育実習の充実
- ⑫ 体験の省察・構造化の充実に関する工夫
- ⑬ 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実

* 上記以外に取り上げたい基準

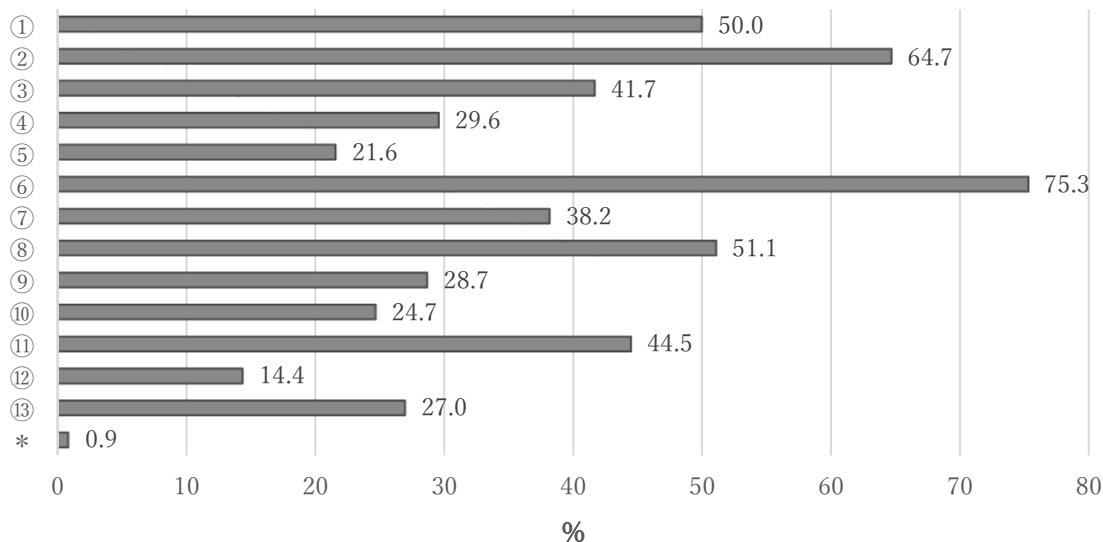


図2 Q 2 : 加盟校の自己点検・評価の観点<結果 抄>

◎ 開放制の教職課程が多い私立大学の特殊性や特色を踏まえて、点検・評価の観点で最も多かったのが「教職志望学生への適切な支援と指導」、「カリキュラム編成の工夫」、「組織体制やシステムの充実」であった。このことは、教職課程に限らない一般的な認証評価における項目とも関連していると考えられる。

2 教職課程の運営と教育への効果

教職課程評価を行う大学が、教職課程の運営と教育への効果として指摘する具体的な事例は、次のとおりである。

(1) 教職課程運営への効果

- ・大学・学部・学科の理念と内実に、教職センターの役割が議論されるようになった。実質的な内容については、これからの議論となる。評価される対象となるのは、各学科であり、その一環の中に教職センターと教職課程が位置づけられる。
- ・自己点検・評価のP D C Aサイクルに、教職課程センターの教員と事務職員とによるチームで対応しているため、課題や改善点の共有・対応が行いやすくなった。
- ・到達目標の設定が意識化され、根拠資料の整理が進んだ。

(2) 教職課程教育への効果

- ・授業ごとに学修成果にどれだけ到達できたかを確認することができたので、結果を受けて、授業改善に取り組むことができた。
- ・教育の質保証、学習成果、教育課程の点検として有効であると考えている。できていることと、できていないことの確認ができ、課題や改善計画を立てて、P D C Aサイクルとして活用している。具体的には、単位取得率・資格免許取得率・専門就職率以外に汎用的な能力が身につけているかどうかをどのように測っていくのか、基礎学力が不足する学生への学習支援体制、教員の教育・研究、授業アンケートの内容、入学者選抜の内容や方法、などの課題が明らかになった。それらについては、検討を重ね、改善に向かって取り組んでいるところである。ポートフォリオの変更、卒業生アンケートの回収率の向上については、かなり実現した。

(3) 今後の課題

- ・教職支援センターは平成 29 年 5 月に設置された。それ以前の教職課程の諸業務に加え、教員採用試験合格者の数値目標を掲げることで、教科専門講座や模擬試験の実施、そのアフターケア（問題解説講座）、センターメルマガの発行等の新たな行事を立ち上げたが、セルフマネジメントシートの作成によって、教職課程及び支援センターの諸行事の全体像が見渡せるようになったと思われる（これまでは『教職課程年報』での報告だけであった）。ただ記述が、これをやりました、あれをやりました、等の羅列になっており、事業の結果や成果・実績について検討する材料にはなり得ていないとも思われる。学生や担当教職員へのアンケートの実施や自己点検のためのF D・S Dを行い、エビデンスに基づいて記述内容をセンター全体として検討、具体的な改善策の策定につなげなければならないと考えている。

3 資料調査まとめ

以上の資料調査から、現時点での教職課程に関する自己点検・評価が、大学評価の一環として行われていることが明らかとなった。認証評価団体である日本高等教育評価機構、大学基準協会の作成した大学評価基準を教職課程の自己点検・評価に援用する形で行われている。大学評価としては、大学設置基準等の大学関係法令を根拠としているが、教職課程の自己点検・評価に関する法令基準がないことが、評価基準を定めた評価実施大学が極めて少なく、評価項目も大学によりまちまちである理由と考えられる。

教職課程関係法令等を根拠として、開放制教員養成を的確に評価可能な「教職課程評価基準」の作成が必要であると考えられるが、資料分析から得た課題を訪問調査の結果・分析と合わせ、さらに考察を深めたい。

資料 - 資料提供大学による教職課程質保証評価への要望事項

- ・開放制の理念を尊重し、私立大学の独自性を阻害することのないようご配慮いただきたい。
- ・可能な限り負担が少ない形で行うことを望むが、開放制として一定の基準と相談体制があるとよいと思われる。
- ・単位修得率・資格免許取得率・専門就職率以外に、汎用的な能力が身に付いているかどうかをどのように測っていくのか、教育効果についての具体的な測定方法や基準などを示して欲しい。
- ・各大学の置かれている状況（地域性、学生の質など）を十分考慮して作成していただきたい。また、一元的な指標（これによって容易に序列化が進むことが想定される）とするのではなく、多様な指標として使えるように工夫していただきたい。
- ・各大学の様々な工夫・成果・実績を可能な限り収集し、これらを踏まえての基準の作成作業をお願いしたい。

第2節 教職課程質保証評価に関する訪問調査

1 調査の概要

第Ⅱ章 第1節で収集した各大学の自己点検・評価の状況を検討し、あわせて追加の情報を収集するために1地区（2大学）及び6大学を訪問し、自己点検・評価の現状と質保証評価（第三者評価）についてのインタビューを行った。

目的は、今後私立大学における自己点検・評価をどのように構想し進めるべきか、そのための材料を得ることである。

2 調査の実際

(1) 北海道地区協議会（酪農学園大学、藤女子大学）

- ① 日 時：2020年1月9日木曜日 15時～17時
- ② 場 所：酪農学園大学
- ③ 出席者：○北海道地区協議会
 - ・岡島 毅（北海道地区協議会事務局長、酪農学園大学教授）
 - ・大矢一人（北海道地区選出全私教協理事、藤女子大学教授）
 - ・古谷次郎（北海道地区選出全私教協研究委員会委員、北星学園大学教授）○全私教協特別委員会
 - ・滝沢和彦（全私教協常任理事、質保証特別委員会委員、大正大学教授）
 - ・田子 健（全私教協専務理事、質保証特別委員会委員、東京薬科大学教授）
 - ・町田健一（全私教協副会長、質保証特別委員会委員）

(2) 札幌学院大学

- ① 日 時：2020年1月10日金曜日 15時～16時45分
- ② 場 所：札幌学院大学
- ③ 出席者：○札幌学院大学
 - ・舩田弘子（札幌学院大学教授、教職課程委員長）
 - ・田中敦士（札幌学院大学教授）
 - ・樋田康宏（教務課長）
 - ・中村真紀（教務課）○全私教協特別委員会
 - ・田子 健（前掲）
 - ・町田健一（前掲）
 - ・滝沢和彦（前掲）

(3) 大正大学

- ① 日 時：2020年1月17日金曜日 15時～16時15分
- ② 場 所：大正大学

- ③ 出席者：○大正大学
- ・滝沢和彦（大正大学教授、教職支援センター長）
 - ・坂本 圭（大正大学教務課主任）
 - ・五十嵐祥子（大正大学教務課員）
- 全私教協特別委員会
- ・田子 健（前掲）
 - ・八尾坂修（全私教協質保証特別委員会委員、開智国際大学教授）
 - ・横田雅史（全私教協質保証特別委員会委員、帝京平成大学教授）
 - ・田中保和（全私教協常任理事、質保証特別委員会委員、大阪人間科学大学学長）

(4) 立命館大学

- ① 日 時：2020年1月23日金曜日 13時～14時30分
- ② 場 所：立命館大学
- ③ 出席者：○立命館大学
- ・四方利明（立命館大学教授、教職教育総合センター長）
 - ・森田真樹（立命館大学教授、大学院教職研究科副研究科長）
- 全私教協特別委員会
- ・牛渡 淳（全私教協常任理事、研究委員会委員長、質保証特別委員会委員、仙台白百合女子大学教授）
 - ・町田健一（前掲）
 - ・田子 健（前掲）

(5) 帝京科学大学

- ① 日 時：2020年2月4日火曜日 13時～14時20分
- ② 場 所：帝京科学大学千住キャンパス
- ③ 出席者：○帝京科学大学
- ・赤羽根直樹（帝京科学大学教授、教職センター長）
 - ・三尾真琴（帝京科学大学教授、総合教育センター）
 - ・鈴木貴史（帝京科学大学講師、教職センター）
 - ・長嶺宏作（帝京科学大学講師、教職センター）
- 全私教協特別委員会
- ・八尾坂修（前掲）
 - ・横田雅史（前掲）
 - ・須甲理生（全私教協事務局長補佐、質保証特別委員会委員、日本女子体育大学准教授）

(6) 長崎外国語大学

- ① 日 時：2020年2月20日木曜日 13時～15時
- ② 場 所：長崎外国語大学

- ③ 出席者：○長崎外国語大学
- ・川島 浩勝（長崎外国語大学教授、教職センター長）
 - ・洲加本周五郎（長崎外国語大学教育支援課長）
- 全私教協特別研究委員会
- ・町田健一（前掲）
 - ・滝沢和彦（前掲）

(7) 福岡大学

- ① 日 時：2020年2月21日金曜日 13時～15時
- ② 場 所：福岡大学
- ③ 出席者：○福岡大学
- ・高妻紳二郎（福岡大学教授、教職課程教育センター長）
 - ・佐藤 仁（福岡大学准教授、教育開発支援機構 教学IR室長）
 - ・溝口政光（福岡大学 教職課程教育センター事務室室長）
- 全私教協特別委員会
- ・八尾坂修（前掲）
 - ・町田健一（前掲）
 - ・横田雅史（前掲）

3 調査内容

各大学等には事前に以下の資料1、2を送付し、インタビューは資料1の項目に沿って回答いただき、関連の質疑応答を行った。（資料2は、昨年度の「報告書」に掲載した調査項目について本年度改めて検討を行い、あらかじめ修正を加えたものである。）

資料1 インタビュー調査 質問項目（調査校事前送付用）

1. 貴大学の教員養成の特徴や力を入れている点について教えてください。
2. 同封しました「認証評価基準」（全私教協作成第一次案）で自己評価をしてください。自己評価をしてみて、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか。
3. 貴大学が現在行っている大学独自の評価項目（機関別評価を基にしたもの）、および、以前東京学芸大学による認証評価を受けている場合はその評価項目と比較して、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか。
4. 全私教協の認証評価では、私立大学の「多様性」や「開放制」を積極的に評価したいと考えていますが、どのような評価項目や運用の仕組みが必要と思いますか。
5. 大学側の負担を減らすためにどのような工夫が必要と思いますか。

6. 外部評価を実施する場合、費用負担軽減のため、全私教協の地区単位で実施する方法を考えています。具体的には、地区内の大学の関係者が相互に訪問し、評価と意見交換を行い、報告書を作成するタイプの評価方法です。これに関連して、以下の a.b について、どのようにお考えですか。また、ご意見、ご要望はありますか。
- a. 評価を受ける場合（賛成・反対・その理由・要望）
 - b. 評価を行う（評価員を出す）場合（賛成・反対・その理由・要望）
7. 貴大学の教職課程において現在課題となっていることは何ですか。
8. 「教職課程の質の向上」に関して全私教協に期待することは何ですか。

資料 2 全私教協 私立大学における教職課程質保証に関する研究（訪問調査）

＜自己評価用＞

全私教協「認証評価基準」（案）（調査校事前送付用）

＜訪問調査対象校の担当者の方へお願い＞

以下の手順で、あらかじめ自己評価を行ってみてください。訪問時のインタビューにおいて、この基準を使用して初めての感想やご意見を伺います（根拠資料の用意は不要です）。

＜自己評価の方法＞

以下の基準の「事例」の中で貴校に当てはまるものがあれば()に○をつけてください。また、現在は当てはまらないが、今後取り入れたいと考えるものには()に△をつけてください。いずれも、何か所に記入しても構いません。また、これ以外に、各基準に含まれると思われる取り組み事例が貴校にありましたら、「その他」の()の中に文章で簡潔に記入してください。

基準領域 1 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

基準 1-1 教員養成教育に対する理念の共有

＜事例＞

- ()①当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している。
- ()②当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している
- ()③「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している。
- ()④当該機関における主要な進路の一つとして「教職」を位置づけている。
- ()⑤その他()

基準 1-2 教職課程に関する組織的工夫

＜事例＞

- ()①事務系組織も含め、教職員全体で学生の学びを支援している。
- ()②研究者教員と学校現場での優れた実践的経験を有する教員との共同指導を構築している。

- ()③学生の教職志向を把握し、学部(学科)教育の改善に活かしている。
- ()④当該機関の教員養成教育のあり方を恒常的に見直す体制を構築している。
- ()⑤大学の授業の質的向上のために組織的な取り組みを展開している(大学評価、SD・FD その他)。
- ()⑥情報公開を行っている。
- ()⑦その他()

基準領域 2 学生の確保・指導・就職支援

基準 2-1 教職を担うべき適切な人材の確保と指導

<事例>

- ()①教職を担うにふさわしい人材を集めるアドミッション・ポリシーを設定している。
- ()②教職を担うにふさわしい学生の募集・選抜・選考等を実施している。
- ()③教職を担うにふさわしい人材の確保について、恒常的な改善に取り組んでいる。
- ()④教職志望の学生の学習ニーズ(適性・意欲およびそれに基づいた学習課題)を把握している。
- ()⑤教職志望の学生に対する適切な履修指導を行っている。
- ()⑥教職への適性が乏しいと判断された学生に対して、適切な指導を行っている。
- ()⑦その他()

基準 2-2 教職へのキャリア・サポート

<事例 (評価項目) >

- ()①在学中の折々に、学生の教職に対する意欲を把握している。
- ()②在学中の学生の教職に対する適性を把握している。
- ()③個々の学生のニーズに基づいた適切なキャリア支援を行っている。
- ()④教職入職に関する各種の情報を適切に提供している。
- ()⑤教員養成教育の成果の検証を踏まえた改善システムを構築している。
- ()⑥教員免許状取得者数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ()⑦在学中のメンタル・サポートの体制を整えている。
- ()⑧卒業生への支援体制を整えている。
- ()⑨その他()

基準領域 3 適切な教員養成カリキュラム

基準 3-1 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営

<事例>

- ()①大学としてふさわしい自律的な運営体制を構築している。
- ()②幅広い教養教育をベースとした専門性の高いカリキュラムを提供している。
- ()③教員の研究成果と教育内容とを有機的に関連させている。
- ()④当該機関の設置理念・目的を構成員が共有している。
- ()⑤当該機関としての教員養成の方針を学生に周知している。

- ()⑥当該機関のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに一貫性がある。
- ()⑦学生自身による課題発見・課題解決型の学習を促す工夫に取り組んでいる。
- ()⑧学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成する場を設定している。
- ()⑨学生の研究志向を育むカリキュラムを提供している。
- ()⑩コアカリキュラムに対応した教職課程のカリキュラムを提供している。
- ()⑪その他()

基準 3-2 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ

<事例>

- ()①公教育システムと学校についての幅広い視野を醸成する機会を提供している。
- ()②教育の実際場面に学生が触れる機会を提供している。
- ()③取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成している。
- ()④様々な体験活動とその省察による往還の機会を提供している。
- ()⑤様々な発達段階に関する教育実践的な情報を提供している。
- ()⑥教育委員会や学校と大学との組織的な連携協力体制(教員育成協議会等)を構築している。
- ()⑦当該機関の教員養成教育に適う学校現場等での優れた実践経験を有する者を招聘・採用している。
- ()⑧大学の教育活動と社会(外部)との積極的な関わりを構築している。
- ()⑨その他()

◎最後に、全体を通して、私立大学として事例に加えるべきものがありましたら自由にお書きください。

4 まとめ

各大学でのインタビュー内容については38頁以下の〈インタビュー資料〉に整理しておいたので参照されたい。ここでは、各質問項目への回答から読み取れる会員校の意見・考え方の傾向や質問項目の在り方自体を考えるために参考となった論点をまとめてみた。

(1) 質問項目「1. 貴大学の教員養成の特徴や力を入れている点について教えてください。」について

取得可能の免許状、教職課程履修者対象の特色ある開設科目やボランティア活動、学生相談体制、建学の理念、大学の規模等に伴う諸課題、等々多岐にわたる回答が寄せられた。本協会として提案する教職課程の自己点検・評価の眼目は、開放制教員養成における私立大学教職課程の「多様性」を正当に評価するとともに、各大学の特徴（長所、課題）を明確化し、的確な現状認識に立って具体的な改善方策を策定するための素材を提供することにある。

(2) 質問項目「2. 同封しました「認証評価基準」（全私教協作成第一次案）で自己評価をしてください。自己評価をしてみて、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか。」

- ・「何を訊きたいのか、何のための自己評価かが不鮮明である。」との指摘があった。
- ・評価基準（項目）への回答で自分の大学の教職課程の現状と課題を明確化し、その結果を関係者で共有することにより、よりよい教員養成につなげることが目的である。この目的の理解を図るための工夫と努力、丁寧な趣旨説明が必要
- ・回答する上での「戸惑い」、「答えにくい内容が多い」、回答する主体が「個人の判断か、大学の統一した判断が必要か不鮮明」という指摘があった。
- ・「特に成果指標はあるが取組指標がなく回答しづらい。」との指摘について、具体的な成果や結果をエビデンスに基づいて論じること、試みや努力点について聞き出す工夫・手立ても必要
- ・「「支援している」「機能している」等の主語が不明な設問が散見された。」について、主語を明示する必要がある。
- ・「精緻な評価につなげるためには基準協会のように根拠資料を示すことが必要なのではないか。」「大学で統一した判断であれば、エビデンスも必要」との意見もあり、精緻な自己点検・評価につなげるためには、必要なエビデンス資料が求められることになる。
- ・「この種の評価基準は、シンプルなのがいい。」との指摘も複数あった。
- ・大学の負担とともに、多くの評価項目に答えることで全体の傾向を見落とす可能性にも留意しながら、「シンプル＝簡単」が、「＝お手軽」になってしまう危険性は十分に考慮する。

① 基準1-1について

・「構成員」の定義が不明。文部科学省は「教員養成は大学全体で行うように」と言っているが、開放制の大学では教職課程認定を受けている学部・学科が多岐にわたるため非常に厳

しい。これは「開放制」をどう理解するべきか、という問題とも関わる本質的な問題である。

・開放制教職課程を履修する学生の在籍する学部で教職科目や教科専門科目を担当していない教員に教員養成の理念等の「共通理解」を求めるべきか。しかし、そのような教員であっても、自身のゼミの学生の教育実習巡回指導に出向いている、という実態もあることが今回のインタビューで明らかとなった。こうした事実を踏まえて、文言を工夫する必要がある。

・「合意」や「共通理解」「周知」については、その方法や場面についても配慮する必要がある。

・「公教育の教員を養成する」については、あえてそのような言い方をする必要はあるのか、との疑問があった。

・養成しようとする教員像をどのように表現し、学生を含む関係者に周知するか。課程認定申請における「教員養成の理念」や目指す教員像のようにかなり抽象的な表現から、これをより具体的な資質・能力のレベルでの記述など多様である。教職課程の在り方の自己点検・評価のためには、望ましい記述を考える必要がある。

教職を「主要な進路の一つ」と位置付けることには、当該学科の学生のどのくらいが教職課程を履修し、教職に就いているかによって、この位置づけに躊躇する大学もあった。これは、基準 2-1 のアドミッションポリシーとも絡む事項である。

② 基準 1-2 について

「教職課程に関する組織的工夫」は、教職課程の改善のために組織・体制としてどう取り組んでいるか、についての点検・評価の項目である。教職センターにおける自己点検・評価の恒常的な実施、関係教職員のFD・SD、授業アンケートとそのフィードバック、全学セクターとしての教職センターと各学部・学科との連携（連絡・調整）、情報公開、研究者教員と実務家教員の協働体制等々に加えて、教職教育のための施設・設備、備品等の整備状況が点検の対象になる。この整備状況については、大学・学部・学科の人的・物的リソースの全てを教職課程に割くことのできない開放制の現状に配慮する必要がある。

③ 基準 2-1 について

主要な論点の一つが、開放制の学部・学科でどこまでAP・CP・DPに教職のことを書き込めるのかという点である。開放制の学部・学科のAP・CP・DPとは別に当該学科の教職課程のAP・CP・DPを策定している大学もあり、どこまで一般化できるかが課題である。

学生の教職課程ニーズの把握や履修指導については、教職課程履修後のガイダンス、個別指導、面談、メンタルサポート等の履修指導体制の整備状況、例えば時期、回数、内容、独自の科目の開設等々については、今回訪問した大学の多くで個性的な取り組みを展開していることが確認できた。

④ 基準 2-2 について

学生の意欲、適性、ニーズの把握については、その実態に基づく指導や情報提供、教授受験指導等の両者を無理に分けず、どちらかにまとめた方がすっきりする。

「主要な進路の一つ」とも絡み、免許状だけの取得が目的という考えが見られるが、適切

な教職指導の結果としての採用数は重要な評価項目の一つである。昨今の教職課程履修者及び受験者の減少の実態もあり、少なくとも、免許状の取得者数や教職就職率の向上方策については評価の対象とするべきである。

卒業生との関係については、卒業生への支援とともに教職課程として卒業生からの協力をいかに得るかという視点も重要である。

⑤ 基準3-1について

- ・「大学としてふさわしい」の意味を明確化する必要がある。
- ・開放制教職課程は、専門領域とそれを支える広範な教養教育を用意できる点で有利とみなされることが多い。これは、教職課程の59単位だけではなく、卒業に必要な最低124単位、及び課外活動等での学修も視野に入れて点検・評価されるべき内容である。
- ・訪問調査では、59単位以外の関連科目として、教職課程の学生に有益な科目を設定している事例も見られた。

⑥ 基準3-2について

- ・大学での座学だけでなく、幼・小・中・高等学校での体験的学習の機会、各学校等で必要とされる知識や技能、実践的指導力等を身に付ける機会を提供しているか、そのための現場の学校や教育委員会、さらに広く地域との連携を取れているかに関わる評価項目である。
- ・「子どもの発達段階に関する教育実践的な情報」については、子どもの発達心理学的知見や、LDやADHD等具体的な発達障害に関する基本的知識について教育実習前に教授している、といった項目も考えられる。
- ・地域との連携では、学校や教育委員会だけでなく、NPO団体等が主宰する地域の様々な子育て支援事業や児童館等福祉関連施設での支援事業等についても注目させるような評価項目があってもいい。

(3) 質問項目「3. 貴大学が現在行っている大学独自の評価項目(機関別評価を基にしたもの)、および、以前東京学芸大学による認証評価を受けている場合はその評価項目と比較して、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか。」

- ・今回の評価項目は、あまり細かくない点がよい、との意見が多かった。
- ・単なる○や△ではなく、「取り組んでいることを素直に書いてもらう」というような記述式の回答を求める声が多かった。
- ・点検・評価はあくまで現状認識とその共有、改善に向けての資料収集、という本来の目的に立ち返るならば、項目数は一定数を用意する必要はあるが、それはあくまで参考事例であり、これを参考にしつつ各大学において、自分の大学の取り組みを振り返り、課題を展望することが重要である。
- ・記述に当たって、誤解のないお願いの仕方を研究することが必要
- ・目標の何%は達成できている、部分的には達成できているという形にはできないものか。
- ・○△ではなく、5点法でできないか、との指摘もあった。

(4) 質問項目「4. 全私教協の認証評価では、私立大学の「多様性」や「開放制」を積極的に評価したいと考えていますが、どのような評価項目や運用の仕組みが必要とされますか。」

上記(3)で述べたことと重なるので、省略する。

(5) 質問項目「5. 大学側の負担を減らすためにどのような工夫が必要とされますか。」

- ・負担にも、金銭面での負担と報告書作成にかかる負担とがある。
- ・使用する言葉の意味、定義の明確化で、回答する個人にとっての負担はそれなりに軽減されると考える。
- ・当該大学の中で、回答の趣旨説明、各部署・部門への回答依頼、回答の集計、自己点検・評価書取りまとめのシステム化等についての手引きがあればよい。
- ・大学が受審する認証評価や教職課程委員会による実地視察と重なった際の負担をどう考えるか。
- ・Web上での評価があってもいい。経費節約になる、との意見があった。
- ・各大学が行っている学部・学科の自己点検・評価に組み込みたい、との意見があった。

(6) 質問項目「6. 外部評価を実施する場合、費用負担軽減のため、全私教協の地区単位で実施する方法を考えています。具体的には、地区内の大学の関係者が相互に訪問し、評価と意見交換を行い、報告書を作成するタイプの評価方法です。これに関連して、以下のa、bについて、どのようにお考えですか。また、ご意見、ご要望はありますか。

a. 評価を受ける場合 (賛成・反対・その理由・要望)

b. 評価を行う(評価員を出す)場合(賛成・反対・その理由・要望)

- ・今回は第三者評価を行うところまでの検討はしていないが、昨年の『報告書』では、地区協議会内部でのピアレビューの可能性について言及していた。
- ・aについては、「各大学の教職教育をいかに改善し質を高めるかという観点からのものであり、評価を受けることについては基本的に賛成である。」という意見が代表的なものであった。
- ・地域のライバル校からは避けてもらいたい、という意見のほか、逆に身内意識から評価の正当性、信頼性に疑問が出されていた。
- ・実施に当たっては、評価委員としての研修が必要という指摘があった。
- ・専門分野から人材を確保できるのか、といった評価委員の評価能力に対する疑問、懸念もあった。これは、bの自校から評価委員を出せるか、という問題とも関わってくる課題である。
- ・地区協議会内、そして地区協議会を超えての評価の正当性・信頼性を担保するためには、全私教協から然るべき委員を出す、全私教協内に全国的な視点から点検評価を俯瞰し平準化する評価委員会組織が必要である、との指摘もあった。

【参考 平成 30 年度「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書」より】

10. 評価委員派遣の可能性

Q10 (3) 評価委員（他大学の評価に向き、その評価書を取りまとめる）派遣の可能性について

ア. 複数の教員が可能 イ. 一名程度の教員が可能 ウ. 可能な教員がない

* その他

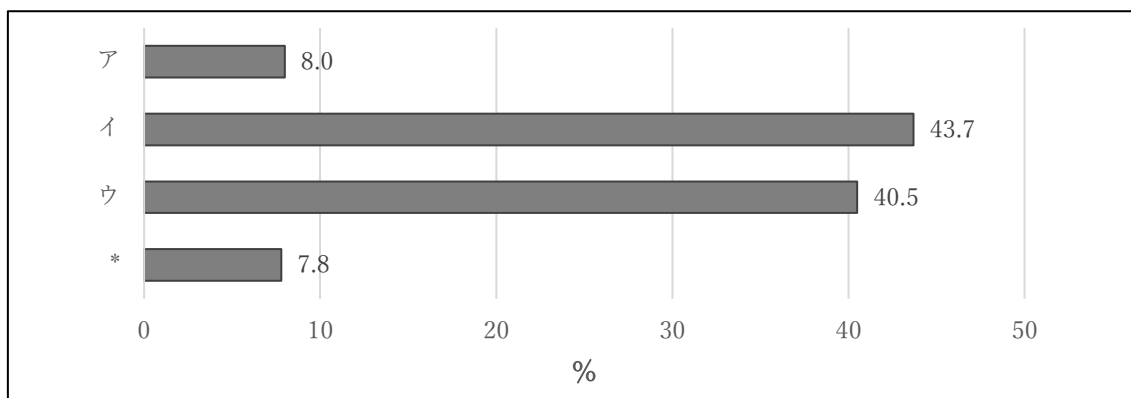


図 10 Q10：評価委員派遣の可能性

<結果 抄>

- ◎ どのような規模の大学でも最低 2 名の教職課程専任教員がいる中で、派遣できる教員のいない大学が 141 校 (40.5%) であるということは、かなり深刻な数字であると思われる。
- ◎ このデータは、ブロックごとに委員の確保という観点からも吟味する必要がある。
- ◎ 実施に際しては、「その他」にもあるとおり、評価委員になる教員の研修が必要であろう。

(7) 質問項目「7. 貴大学の教職課程において現在課題となっていることは何ですか。」

・学生の学力問題から教授受験指導、履修者減少、授業の開講時間に学内組織の在り方、教員や事務職員の多忙・マンパワー不足、そして教員のコアカリア対応や業績づくり等、多様・多次元に渡る課題が列挙された。これを単に課題として挙げるだけでなく、各大学の対応について情報を収集・交換できるシステムや機会の検討が期待されている。

(8) 質問項目「8. 「教職課程の質の向上」に関して全私教協に期待することは何ですか。」

・資料調査では、事業に関わる負担の軽減や各大学の独自性の尊重、一元的な指標の策定による大学の序列化の回避等の希望が寄せられていたが、訪問調査では、教職課程の質保証・向上のための自己点検・評価の必要性を前提としつつも、各大学の取り組み事例に関わる情報提供を求める声が大きかった。

・「これが特質といえるかどうか…」という言葉が訪問大学のいくつかからあがった。

・訪問者からは、○△の記入だけからは見えてこない各大学の個性ある取り組みを聞き出す

ことを意識して質問を行った。

・各大学の特色ある取り組み事例については、全私教協が刊行している『特色事例集』のような取り組みをより広範に行うことが期待されていた。

【参考 平成 30 年度「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書」より】

5. 全私教協が教職課程の質保証を行った場合、期待すること

Q 6 教職課程の質保証の点検・評価を行う機関の一つとして全私教協が役割を果たす場合を想定し、適切と思われる項目をそれぞれひとつ選んでください（別紙答申：注3を参照）。期待することについてお伺いします。

- ア. 加盟校内での優れた取り組みが共有でき、加盟校全体の質向上が期待できる。
- イ. 他の機構より私学の実態をしっかりと把握できており、適切な評価が期待できる。
- ウ. 他の評価機構に比べて経費軽減が期待できる。
- * その他

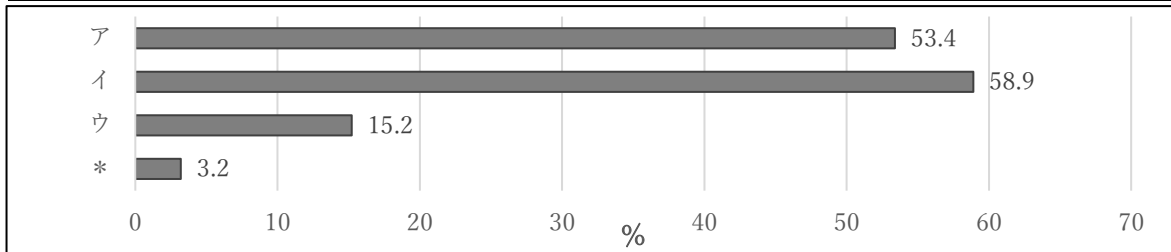


図6 Q6:全私教協が教職課程の質保証を行った場合、期待すること

<結果 抄>

◎ 全私教協の質保証実施に対して期待するとの回答は多かったが、実際に進めるに当たっては、「その他」の意見についても十分に考慮しなければならないと考える。

5 自己点検・評価の在り方ー基本的考え方と方法・手順の提案に向けてー

第1節の資料調査及び第2節の訪問調査の結果に基づいて、本協会が今後行おうとする教職課程の自己点検・評価の在り方については以下の基本的考え方と方法・手順を指摘できると思われる。

(1) 基本的考え方

① 開放制の教職課程そのものを対象とする自己点検・評価が必要である。

教職課程の自己点検・評価は当該教職課程の質保証（教員養成教育の質の維持・向上）のため、すなわち、各大学の教職課程とその運営の現状と課題を明確化し、回答に至る過程と結果を関係者で共有することで学生のためになるよりよい教員養成につなげることが目的である。法令上の規定（学校教育法、同法施行規則）や中教審答申等の趣旨を踏まえながらも、上記の目的を丁寧に説明し、「何のための点検・評価なのか」等々の疑問に答えおくことが必要である。

こうした自己点検・評価の現状については、第Ⅱ章 第1節で述べたように、昨年度の調査で、「独自に基準を作成している」と回答した大学は、回答のあった348大学の9.8%にあたる33大学であった（チェックリスト等の基準は策定していないが、年次目標等に基づき、組織的に自己点検・評価を行っている、とする大学が60.6%にあたる210校であった）。この33大学を対象に、令和元年10月に自己点検・評価票を始めとする関係資料の提供を依頼し、20大学より提供可能な回答を得たが、依頼内容の解釈に若干のずれがあったこともあり、本研究の意図する自己点検・評価を行っている大学は6大学であった。

この7校でも、その多くは大学全体における自己点検・評価の一環として、特に教育課程や教育方法、評価等教職課程にも直接関係している部分で教職課程の点検・評価を行っている（昨年アンケートで、「大学全体の自己点検・評価の一環として実施している」との回答した大学が5校あったが、これらもここに入れることができたのかもしれない）。

このように、少なくとも昨年度の調査の時点では、教職課程そのものを対象とする自己点検・評価を行っている大学は少数であった、という事実を先ず確認する必要がある。

目的養成の学部・学科であれば、そのAP・CP・DPが教員養成に直結する。学部・学科の自己点検・評価がそのまま教職課程の自己点検・評価となる。しかし、開放制の原理のもとに教員養成を行う一般学部においては、今回のインタビュー調査でも明らかなように、AP・CP・DPに教員養成に関わる内容を書き込むことについては躊躇する大学が多いのも現実である。しかし、だからと言って、こうした学部学科での教員養成の仕事が片手間に行われている、ということは断じてない。持てる人的物的リソースを最大限活用し、かつ目的養成の大学・学部で教員養成とは異なった、各大学独自の個性ある専門分野教育の利点を生かしての教員養成の仕事に取り組んでいるのである。このことを正当に評価されなければならない。

こうした点からも、大学全体を対象とする自己点検・評価とは別に、教職課程独自の、教職課程そのものを対象とする自己点検・評価が必要である。

② 開放制教員養成教育の理念を確認する。

－多様性、個性ある教員養成の正当な評価－

私学教職課程の多くが開放制の理念のもとに開設されている現状をふまえ、その理念（多様性）を再確認することが必要である。教職課程は教職課程認定基準のもとに設置を認可され、その教育課程はコアカリキュラムによって全国共通の教育内容の最低基準を設定されているが、私立大学はその建学の理念にもとづいて独自の学部・学科教育を実施している。こうした多様性のもとで個性ある教員を養成するという開放制教員養成の理念を再確認し、そうした多様性、個性を正当に検証・評価することが必要である。

その際、免許法で規定された 59 単位、特に独自設定科目はもとより、当該学部・学科の設置の理念や専門科目、教養科目の全体像、さらに独自の教職員組織や課外活動、例えばインターンシップやボランティア活動、地域連携事業等にも対象校の注意を促す工夫が必要である。

(2) 方法・手順の提案

① 教職課程の自己点検・評価の実施主体は教職センターとする。

中教審は平成 27 年 12 月の答申において、「教職課程の質の保証、向上」の項で、「教職課程を統括する組織の設置」を提言していた。答申も言うように、従来の「教員養成カリキュラム委員会」から一步進んで、「教職課程のカリキュラムの充実や複数の教職課程間における科目の調整、教育実習の適切な実施、教育委員会との連携によるカリキュラムの改善」のみならず「学生への教職指導や教職課程を担当する教員に対する F D の実施、学校インターンシップ等の企画・実施等」にも取り組む教職課程センターを設置する大学が増えている。今回の書面調査の大学でも、評価基準の作成を教職課程センターやセンター内に置かれた自己点検・評価実施委員会が行っている大学もあった。

手順としては、全学的組織としての教職課程センターが学長の意を受けて教職課程自己点検・評価の実施を決定し、複数の学部・学科で教職課程を設置している大学であれば各学部・学科の教職課程の評価項目について照会を行う、こうした流れが想定される。多数の学部が個々に権限を持っている大規模大学についても、まずは学長のリーダーシップのもとで教職課程センターに依頼が行く、という形が原則考えられる。

② 「基準領域」「基準項目」と〈取り組み観点例〉

先に訪問調査先の大学にお送りした「認証評価基準（案）」では三つの「基準領域」、六つの「基準項目」にいくつかの〈事例〉を提示し、当てはまるものについて○を、今後取り入れたいものに△を記入してもらった。記入は何箇所でもよく、さらに、これ以外に各基準に含まれると思われる取り組み事例があった時にはこれを「その他」の（ ）に文章で記述することを求めた。

この時にも、今回の自己点検・評価が○の数を競うものではないこと、また、開放制における多様性を尊重するとの趣旨から、全ての項目について答えることは求めなかった。

しかし、○をつけるかどうかの客観的な基準（規準）が不明確である、単なる○や△ではなく、例えば 5 段階評価の方が付けやすい、といった意見もあった。その一方で、自由な記述式を求める意見も結構あった。

そこで今回は、まず〈事例〉を〈取り組み観点例〉に変更した。自己点検・評価を行う際に、その項目を単なるチェックリストとは考えないようにしたい、という趣旨は〈事例〉の場合と同様である。ただし、○や△をつけるのではなく、あくまで〈取り組み観点例〉を参考に、自校の取り組みの具体例を挙げてその現状と課題を記述してもらう方式とした。具体的には、六つの「基準項目」ごとに「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」を記述してもらう。こうすることで、外部からあてがわれた評価項目・観点ではなく、大学自身の眼による問題の発見と課題の設定がより容易になることを期待したいと思う。

④ 自己点検・評価の進め方、作成手順の提案

「個人の判断でいいのか、大学での統一した判断が必要か」との質問があったが、もちろん大学として統一した判断が必要である。自己点検・評価の作業を進めるにあたっては、この作業を通して関係者間での情報が共有されることが必要である。教職課程の自己点検・評価の実施主体は教職センターとする、と上で述べたが、特定の教員や職員、あるいは部署のみでの作業であってはならない。このことを可能とするために、自己点検・評価をどう進めたらよいか、その手順の説明が必要であろう。あわせて、「自己点検・評価書」を作成したプロセス自体についても書式を定めて記述を求めることが有効であると思われる。

⑤ 「構成員」をめぐって

先に、「開放制の一般学部で教職科目や教科専門科目を担当していない教員にまでその学部学科における教員養成の理念等の「共通理解」を求めるべきなのかどうか。これについては、そこまで求めるのは無理ではないか、という理解が一般的であろう。しかし一方で、そのような教員であっても、自身のゼミの学生の教育実習巡回指導に出向いている、という実態もあることが今回の訪問調査で分かった。こうした諸事実を踏まえて、回答者が困らないような文言を工夫する必要がある。」と述べた。開放制の私立大学教職課程だけでなく、一般大学・学部の教職課程についても同様の指摘が可能である。今回は「構成員」という言葉は使わずに、「教職課程に関わる教職員」で統一することとしたい。

以上述べてきた「基本的考え方」と「方法・手順の提案」をもとに、以下第Ⅲ章では、本協会として『「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き』を提案する。

<インタビュー資料>

資料1 1 貴大学の教員養成の特徴や力を入れている点について教えてください。

- ・ 中学理科、高校理科、高校公民、中学社会の免許状を取得できるが、農業科教員の輩出に力を入れている。
- ・ 事前指導の充実（教育実習1a・bを4単位分としている）
- ・ 課外活動の充実（2月に一度、土曜日に教職講演会・模擬授業交換会等のイベントを開催）
- ・ 学生が積極的に課外活動を行うために「教職課外活動」を設定。30時間教職に関する活動に従事すると単位を付与する。
- ・ 地域に目を向けた教員の養成（講義「北海道の教育」を設定し、北海道教育委員会・石狩市教育委員会などから講師を招聘）
- ・ 全学でゼミ担当者と連携し（教職課程履修者の）サポート
- ・ 学生支援機構の拠点校になっており（全国で8大学）、障がいのある学生支援の対応
- ・ 学生相談室、学修支援室に事務職員3名を配置、友人関係、障がいのある学生への対応（聴覚障がいの学生のためにノートテイク等のサポートをする学生のアクセシビリティ委員会の設置）
- ・ 仏教系の大学として、大学設立理念の大乗仏教の精神、智恵と慈悲の実践を掲げ、全学生へ周知。教職課程としては、現場体験学習で智恵と慈悲の実践を体現する社会貢献の一環としての活動
- ・ 各学部学科の専門領域の特性を踏まえた実践的指導力を有する教員の養成
- ・ 教職課程履修者が10年ほど前は4,000人ほどいたが、最近では2,000人ほどまで減少している。2年生までに配当されている教職科目のうち20単位を修得しなければ3年生に配当されている教職科目を履修できないしくみにしている。3年生では、教職版ゼミナールを提供。中等の教職課程を担当する教員が10名で、複数キャンパスで中等教員養成。中等教職担当教員は、教職履修者の多い学部に分属する方式を採用している。
- ・ 小学校教員養成課程もある。また、教育学部はないが、教職大学院も開設しているため、幅広く教員養成に取り組んでいる大学である。
- ・ 生命環境学部（中高理科）、教育人間科学部学校教育学科（中高理科、中高保健体育、小学校、今年度の1年生から中高英語（国際英語コース）を二つのキャンパスで教員養成。各キャンパス内に教職センターを設置。開放制の学部では教育実習やガイダンスなどを教職センターが担当、目的養成の学部では、教職課程のことは主として学科が担当、教職センターの役割は採用試験対策に特化
教育実習条件、教育実習日誌、手引き、大学推薦基準などについて、両方のセンターで取り組む。
- ・ 教職サークルや学習会で1年生の時から教職センター活用。教職センターが統括し、足立区と連携したボランティアを実施（単位は出ないが、教育実習の条件）。上野原市とも同様の学生派遣事業あり。
- ・ 1学部の小規模大学で、教職課程は現代英語学科に設置
少人数を対象で、きめ細かい指導。留学経験（異文化経験）をベースにした英語教員の養成、教職課程と別に開設されている早期英語教育プログラムと合わせ、早期英語教育～高

等学校での英語教育に対応できる英語教員の養成に力を入れていきたい。

- ・他大学の通信教育学部と連携、小学校教諭免許取得（中学校免許取得が前提条件）
全学の学部・学科から運営委員を選挙で選出、運営委員会での審議結果を各学部教職課程委員会
委員会で審議
3年生の秋より毎週土曜日に教員採用試験対策（有料）を実施、特任教授が指導担当

資料 1 2 同封しました「認証評価基準」（全私教協作成第一次案）で自己評価をしてください。自己評価をしてみて、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか

（資料 2）基準 1-1 教員養成教育に対する理念の共有

- ・「構成員」を全学の教職員と解すると共通理解をしているかどうかは不確実。教職課程委員会所属の教員は教員養成のコアな科目を担当する教員が中心であり理解をしていると思う。
- ・文部科学省は「教員養成は大学全体で行うように」と言っているが、開放制の大学では非常に厳しい。「構成員」の立場が分かるように修正
- ・「設置理念」については、『年報』に再課程申請文章をそのまま掲載し、関係教職員や学生に配布し、周知を図っている。
- ・「公教育の教員」という言い方が必要か。
- ・「主要な進路の一つ」と言ってもよい。最終的に免許状取得者の半数が教員採用試験を受験し、教職に就くのは2/3程度である。
- ・本学では独自に六つの力を身に付けることをHPで示している。
- ・建学の精神、地域との連携など私立大学の特徴（多様性）を活かせる項目ももう少し入れた方が良い。
- ・「共通理解」「合意」「共有」は、解釈による答え方の判断に戸惑う。
- ・（全般的に）一つ一つの項目が何を指すのか、の説明が必要
- ・（全般的に）○、△の形式では答えにくいので、達成度を5段階評価での回答を検討

（資料 2）基準 1-2 教職課程に関する組織的工夫

- ・授業の質的向上のための研修、SD、FD授業アンケートにも積極的に取り組み、情報公開は、HPで実施
- ・教職課程委員会の年次ごとの事業計画、報告書で詳細に報告
- ・「教職員全体で学生の学びの支援」については、生活指導も含めて体制はできており、学生も相談の内容により教務課、学生課、個々の教員が相談に対応。部署間、教員と職員間の情報共有もできている。
- ・「研究所教員と実践的教員との共同指導」については、協働・協力して教職教育に取り組んでいる。
- ・教育実習事前指導等はオムニバスで行ってはいるが、「共同指導」について説明が必要
- ・「学生の教職志向を、学部（学科）教育の改善に活かす」について、開放制なので学部（学科）全体のことか、特に教科専門科目に限定か分かりにくい。
- ・「教員養成教育のあり方の見直し」について、教職支援センターの運営委員会で毎月会議、

教採対策の諸課題を扱っている。教職部会では、学内の教職課程カリキュラム等の問題を扱っている。

- ・「情報公開」については、HP、『年報』で教職課程履修者や教採合格者のデータを公開
- ・継続的な質の高いセンターを維持するための質保証が課題

(資料2) 基準 2-1 教職を担うべき適切な人材の確保と指導

- ・「アドミッションポリシー」「募集」「選抜」「選考」については、目的養成の学科で実施
- ・「学生の募集・選抜・選考」とはどの段階のことか。入学前か、選抜と選考の違いが不明
- ・「教職を担うにふさわしい人材の確保について恒常的な改善」については、恒常的に取り組んでいるか不明
- ・「学生の学修ニーズの把握」については、3・4年次のゼミ担当教員、教職特講という比較的小人数の科目の中で模擬授業を繰り返し指導している。
- ・「教職を担うにふさわしい」と限定せずに表現の工夫が望まれる。
- ・「人材の確保」については、解釈が不明。
- ・「教員養成教育の見直し」については、2年次と3年次に教職課程履修生に対する面談を実施している。
- ・「適切な履修指導」については、面談や日頃の授業、個別の指導や相談で実施している。
- ・「教職の適性が乏しいと判断される学生に対する適切な指導」については、教員間で温度差がある。
- ・個別面談、3年生秋学期の教育実習事前指導後翌年度の教育実習の事前指導の結果を総合的に判断し、2～3月に個別の面談、指導を繰り返して教育実習の可否を判断している。
- ・(基準 2-1、2-2 に共通して) 小規模校として、ガイダンス等は継続的に実施しているが、その体制化は課題、履修カルテを指導にどう活用するかが課題である。

(資料2) 基準 2-2 教職へのキャリア・サポート

- ・「教員就職率の向上」は、教職課程の中に「教職コース」を立ち上げて、教職課程履修者のうち教職への意志の固い者を2年生から教職専門科目を履修、3年生で教育実習、4年生は教採準備に専念
- ・「メンタルサポート」については、全学的に相談室で対応
- ・教職課程履修生にも発達障害の学生への対応として、カウンセリングセンターの業務以外にも、進路指導・キャリア指導の体制をどうするかが課題
- ・「卒業生への支援体制」は、教職課程室で対応、教職課程同窓会で卒業生同士の情報交換
- ・OB教員と学生との交流。講演会とワークショップのセット
- ・「教員養成教育の検証を踏まえた改善システム」は、現役の合格者がわずかで検証はできていない。
- ・「教員就職率の向上」については、教職支援センターの各種事業で努力
- ・先輩教員を招いて「教職支援センターDAY」を秋に開催。正規単位ではない事業もキャリア・サポートの部分の例示として出す。

(資料2) 基準3-1 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営

- ・「自立的な運営体制」については、教職センター会議、教職課程委員会その他の会議を随時開催。会議には教務課の職員も出席。
- ・「幅広い教養教育、専門性の高いカリキュラム」については、農業に関する実習の補助に教職コース生や教職課程生が入るカリキュラムを策定している。
- ・開放制では教員養成を学科そのもののDP等に入れるのは難しい。
- ・経営学部で商業の免許取得、1年生のゼミから指導法担当教員のゼミの特別クラス所属。
- ・「大学としてふさわしい自立的な運営体制」の「大学としてふさわしい」の意味を明確化してほしい。
- ・「教養教育」と「専門性」、体系的なカリキュラム、専門領域とそれを支える広範な教養教育を用意か。
- ・「教員の研究成果と教育内容の有機的な関連」については、多くの教員が実施

(資料2) 基準3-2 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ

- ・「公教育システムと学校」については、現在の公教育のシステムの視点を常に念頭に置いて授業を実施。他の教員も同様と推測
- ・「教育の実際場面に学生が触れる機会」については、大学に隣接の附属高校で展開
- ・「体験活動とその省察による往還の機会」については、附属高校、隣接する定時制高校、隣接市の高校をフィールドとして実施
- ・「優れた実践経験者の招聘等」については、OBによる体験談、教採への心構えを展開
- ・「取得する免許状と特性に応じた実践的指導力」については、現場経験のある教科教育法担当者により展開
- ・「発達段階に関する教育実践的な情報提供」については、解釈が不明
- ・「教育委員会や学校と大学との連携協力体制」については、連携協定、協定書を交わしてはいなくても教委の事業や学校評議会に参加
- ・近隣の教育機関で、公開研究授業に参加、留学生との交流会のお手伝いなども実施

資料1 3 貴大学が現在行っている大学独自の評価項目(機関別評価を基にしたもの)、および、以前東京学芸大学による認証評価を受けている場合はその評価項目と比較して、この評価基準案について、どのような感想をお持ちになりますか。

- ・あまり細かい点がない点が良い。記述式の欄を設けたらどうか。大学の自己点検は、自分の大学の取り組みを振り返るために有効である。
- ・「取り組んでいることを素直に書いてもらう」お願いの仕方を研究する必要あり。
- ・課題が新たに見えてくるのが大切でもある。
- ・何%は達成できている、部分的には達成できているという形にはできないものか。
- ・本学独自の教職課程評価表としてTSRマネジメントシートがある。これをもとに大学として作成している各学科、研究科用の評価シートがあり(その大本は大学基準協会の評価項目である)、この教職支援センター用の評価表の原案を大学企画室で作成、これをセンターで一部修正・追記したものである。本年度のマネジメントシート作成にあたって見直

しを計画している。

- ・大学全体としてのAP・CP・DPと開放制での教職課程のものは別個の方がいい。学内には、学科のDPで教職課程についても触れたいと考えている学科もある。
- ・学芸大学の場合は、示されている「観点」や「取り組み例」は、基準ごとの自己分析をする際の参考であり、「観点」ごとに記載する必要はない。そのため、大学の特徴に応じて解釈しながら、大学の実践に引きつけて記載ができる。しかし、全私教協の今回の評価項目は、「事例」として示された項目について、すべてを検討した上で回答しなければならないため、それぞれの項目をどう解釈したらよいか迷うことが多い。開放制が多い全私教協の場合、上記のような目的養成や教育学部・教育学科などを前提としていると思われる質問には答えにくいものもあり、開放制の大学が応えやすいように質問を工夫する必要あり。
- ・目的養成（教育人間科学部）と開放制（生命環境学部）の両方がある中で、ズレが生じるので、自己評価が難しい。つまり、目的養成に即した学部学科では学芸大学の基準、（開放制の）生命環境学部では全私教協の基準が実施しやすいのではないかと。
- ・全私教協の評価基準は、教職課程の現場をより意識し、教職課程の発展を念頭においた評価項目になっていると思う。
- ・評価される組織は、学部（学科）ではなく、「教職課程支援センター」がよい。

資料 1 4 全私教協の認証評価では、私立大学の「多様性」や「開放制」を積極的に評価したいと考えていますが、どのような評価項目や運用の仕組みが必要だと思いますか。

- ・記述式で記す形式にすればよいのではないかと。
- ・「多様性」「開放制」の評価とのことだが、小学校課程であればやっている。
- ・学科としては教員養成を主たる目的とはしていない学科ではある。
- ・コアカリキュラムが策定され、課程認定の厳格化が進む中では、免許法が定める「教職科目」だけでは、目的養成と開放制で差が出にくく、それほど多様性は出ないのではないかと。「開放制」を強調するのであれば、いわゆる教職科目以外で、卒業要件となっている124単位（+α）全て（各学部の専門教育、教養教育も含めて）を考えなければ、私学としての多様性は出てこないように思える。
- ・「多様性」が何を指すのかを押さえないといけない。
- ・建学の精神、科目、地域との連携、組織など、「多様性」の整理が必要
- ・「多様性」や「開放制」教育を円滑に行うための最低限の環境・条件を明確にした上で、実際、どの程度の環境・条件が整備されているか、をチェックする仕組みが必要
- ・各大学独自の指導体制、売りは何かを明確にすべきである。
- ・教員採用試験対策を中心とした業務を担当する特任教授を置いている。
- ・質保証のためには、力のある教員を揃えることも必要

資料 1 5 大学側の負担を減らすためにどのような工夫が必要だと思いますか。

- ・「どれくらいの頻度で自己評価をするのか」が問われる。
- ・7年に一度とすれば、少しは負担が減る。

- ・保育学科のことを何も知らない者が行っても何にもならない。こうした配慮も必要
- ・負担にも、金銭面での負担と報告書作成にかかる負担とがある。自己点検の場合と第三者評価の場合の区別もある。評価項目ではまだ言葉の意味、定義が不明確なものがあり、これを全部説明するとなると大変である。
- ・項目ごとに説明が必要
- ・各大学が、他との比較ではなしに自身の頑張りや課題をふり返り、また他大学の事例を参考にして新たな取り組みの糧にする。
- ・今回のように○をつけて、さらにエビデンスを揃える程度なら大丈夫。報告書作成は負担が大きい。
- ・本学では、学内に事業評価部署があり、全学の自己評価を担当している。
- ・学外に対して、大学としての自己分析書を提出するには、学内の意思決定のプロセスが非常に複雑で、時間と手間がかかる。教職センターのセンター長や教職担当教員が原案を記載するとしても、それが正式な会議で承認されなければ、大学としての自己分析書（自己評価書）として提出することは難しい。教職課程の評価を大学として引き受ける場合、どのレベルでオーソライズするのか、大きな問題。今回のように大学全体の教職課程を対象にした場合、原則的に考えれば、全学部の教授会の承認が必要となる。（課程認定を受けている主体である学部教授会の了解なしに、教職課程に関する自己分析書などを提出することは難しいと考える）。逆に、教職センターのみを対象とした場合、その権限の範囲内で記載できる内容は、学部横断で共通開設している、以前の「教職に関する科目」のみとなる。そうであれば、教員養成教育の一部だけを切り出した形での評価となってしまう、124 単位全体の評価にならない。その場合、本学らしさを「見える化」できず難しい。
- ・大学全体での認証評価（アクレディテーション）との二重の負担を感じる。
- ・情報の共有化を進め、自動的に処理・整備できる部分を増やし、「力を入れないといけない」部分に費用をかける。
- ・学科のポリシーの中に教職課程の用語を入れることにより、取り組みの姿勢が変わる。
- ・Web 上での評価があってもいいかと思う。経費節約になる。
- ・自己点検・評価時期をずらすと大変である。大学全体の評価（認証評価）の内に教職課程評価を組み込めるようにした方がいい。

資料 1 6 外部評価を実施する場合、費用負担軽減のため、全私教協の地区単位で実施する方法を考えています。具体的には、地区内の大学の関係者が相互に訪問し、評価と意見交換を行い、報告書を作成するタイプの評価方法です。これに関連して、以下の a、b について、どのようにお考えですか。また、ご意見、ご要望はありますか。

a. 評価を受ける場合（賛成・反対・その理由・要望）

b. 評価を行う（評価員を出す）場合（賛成・反対・その理由・要望）

- ・評価者は本学を全く知らない人がありがたい。地域のライバル校も避けたい。評価を行う場合は、どういう基準で行うのか、明確な基準なりマニュアルが欲しい。
- ・認証評価で合否ではなく、各大学の教職教育をいかに改善し質を高めるかという観点からのものであるので、評価を受けることについては基本的に賛成である。評価委員にはそれなりの研修が必要である。グループ内部での平準化、そしてグループ間の平準化の作業が

必要になる。

- 地区協議会の内部だけで、というのは難しいかもしれない。全私教協から担当者、全国の評価の基準（規準）が分かっている人を送ることが必要である。地区だけで完結するのではなく、全私教協で全国的な評価委員会を設置することが必要。
- 本学の所属する地区協議会は、加盟大学が持ち回りで会長・事務局を担当している。一定の固定的メンバーで運営されているわけではなく、2年単位で運営母体（責任者）が入れ替わる中で、事務的な対応なども含めて、地区協議会が主導で恒常的な取り組みをすることは、現実には困難ではないか。地区によって、また同じ地区内でも年度によって取り組みの水準に差が出るのが想定されるため、全私教協本体の関りが必要である。たとえば、全私教協が主導して、ある程度の年限を担当できる各地区からの固定的メンバーによる全国レベルでの評価委員（会）の体制を構築し、その全国的な評価委員が、各地区の評価活動を常に先導していくような方法でなければ、評価活動の水準の維持や引き継ぎがうまくいかないのではないか。
- 大学の執行部が教職の外部評価をどのように考えるかによるのではないか。評価委員を受け入れる場合の受け入れ先が学部・学科なのか、教職センターなのか、迷う可能性がある。
- 評価を受けることも、評価員を出すことも賛成である。要望として、時期、期間、費用の負担等に関する大まかな情報を早めに頂きたい。
- 地区単位での外部評価はどうであろうか、検討が必要。
- 外部評価を行う適任者を出すのが難しい地区がある。全私教協事務局との連携が必要。

資料1 7 貴大学の教職課程において現在課題となっていることは何ですか。

- 教科専門の学力不足が一番の課題
- 中等教職課程を主に担う教職教育総合センター、小学校教員養成課程、教職大学院が、現状では同一学部・研究科内ではなく別組織として動いているので、三つの部署の連携が難しく、現在新しい組織のあり方を検討している。
- 教職課程履修者が大幅に減っているが、その原因を分析するにしても、なぜ履修しないのか、過去と比較してどの学生層が履修を継続しているのかなど、データが取れないので対応が難しい。
- キャンパスが三つの府県にまたがっており、教職大学院は、五つの教育委員会と連携している。育成指標も五つの教育委員会がそれぞれ作成しているため、その対応が課題。
- 教職センターの学内の中での位置づけ、教員採用率を向上させること、二つのキャンパスで同じ免許を出す際の教職課程の統一。
- 慢性的なマンパワーの不足。
- 全学組織を統括できるセンターとしての在り方（運営委員会の活用を含む）について
- 国家試験がらみの科目での教職課程・教員採用試験対策など
- 実質上の課題に追われている。再課程認定時通りにやっているのかの点検に追われている。
- 教員側として、コアカリキュラムと業績作りの問題がある。

資料 1 8 「教職課程の質の向上」に関して全私教協に期待することは何ですか。

- ・「質の向上」に向けて私立大学の中心として活動されていることに大変ありがたく思っている。
- ・客観性の問題から自己評価だけでは「質保証」の担保にならないと思われる。質の向上のためには、視察に行くことは大切だと思う。そうすると、経費の問題、見に行くサイドの問題が出てくる。そのあたりが大変になってくると思う。
- ・自身の大学の現状が分かる。課題点、アピールできる点も明らかにできる。
- ・アンケート（評価）を行うのは、自分の大学の振り返りのためにやる、という点が最重要である。必ず課題や問題点があり、そこを自身で自覚し、改善に向けての糸口にする。
- ・自己評価を着実に実行することが加盟校にとっては一番ありがたいことだと思う。
- ・モデル的の大学に関する情報の提供を期待する。
- ・文部科学省に法人格を持つ団体として政策アイデアを提言していただきたい。
- ・教育学部以外の良い取り組みなどを多様性として見られるように（教育方法等）。

第三章

「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き

「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き

令和2年3月

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

教職課程質保証に関する特別委員会

はじめに 一対話を通して高め合う質保証一

一般社団法人全国私立大学教職課程協会は、平成 18 年度に文部科学省の「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」による委託研究を受け、『私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書』平成 31 年 3 月 20 日) を発行しました。そこでは、「私立大学における教職課程質保証の在り方に関する調査」を当協会加盟大学 420 大学に対して実施し、348 校から回答をいただき、今後の私立大学における教育課程質保証評価のための運営体制等の在り方について、貴重な成果を得ました。

令和元年度も引き続き、文部科学省の委託研究のもと「私立大学における教職課程の質保証に関する研究」をすすめ、その一環として昨年度の研究成果・課題を踏まえ、自己点検・評価基準を独自に策定して、自己点検・評価を行っているとは回答した 12 大学の自己点検・評価基準の分析、また、自己点検・評価を行っているとは回答した 8 大学を対象に訪問調査(令和元年 12 月下旬～令和 2 年 2 月中旬)を行いました。そこで得られた自己点検・評価基準領域、基準項目に関する知見を踏まえながら、『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き」を作成しました。

手引きではまず、「教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方」について、各学部、学科の教職課程の運営を統括する全学的な組織(教職課程支援センターなど)を設置する大学において、自己点検・評価を実施する場合の七つのプロセス(次頁より)を検討しました。

次に、『教職課程 自己点検・評価報告書』作成」として、次の観点を示しています。

- (1) 自己点検・評価の内容
- (2) 自己点検・評価報告書の構成及び様式
- (3) 教職課程の現況及び特色
- (4) 基準領域ごとの自己点検・評価の記述方法
- (5) 基準領域・基準項目・取り組みの観点例
- (6) 自己点検・評価に関する資料、データ等のリスト
- (7) 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のプロセスの記述
- (8) 「現況基礎データ票」の作成

このなかで、特に自己点検・評価の分析内容は、三つの「基準領域」の基準項目ごとに「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」から構成され、自己点検・評価を行う上での分析観点を明瞭にしているのが特徴です。さらに、「自己点検・評価基準」として三つの基準領域ごとに「趣旨」、「基準項目」、「取り組み観点例」を示しています。

最後に、この「自己点検・評価基準」を基に、各大学(学部)が作成した自己点検・評価報告書は、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるためにも、全国私立大学教職課程協会評価委員会(仮称)のピアレビューや助言等を取り入れる工夫も望まれます。各教職課程の持ち味と課題の情報共有、協力体制が得られ、対話を通して高め合う質保証・質向上が期待されます。

1 教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方

(1) 自己点検・評価の目的

自己点検・評価は、本来、大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目的に照らして自らの教育活動等の状況について自己点検し、現状を的確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うことです。

この自己点検・評価は法令上、次のように定められています。

- 学校教育法第 109 条第 1 項「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」
- 学校教育法施行規則第 166 条「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする」

このように大学は、教育・研究水準の維持・向上を図るために、積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断の努力を行うという質保証を確保することが肝要です。

しかもこの自己点検・評価は、あくまでも各大学が自主的に継続して行うものであり、大学機関別認証評価における各大学の自己評価とは異なります。ただし、自己点検・評価と認証評価における自己評価を兼ねて行うことや、各大学の自己点検・評価に基づいて認証評価の自己評価をまとめたり、逆に認証評価の自己評価の結果やその方法等を自己点検・評価に活用したりすることは可能であると考えられます。

教職課程に焦点をあてた自己点検・評価も上記の目的と同一と捉えられます。

最近の中央教育審議会初等教育分科会教員養成部会 教職課程の基準に関するワーキンググループ『複数の学部間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）』（令和 2 年 2 月 18 日）では次のように、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当との考えと、文部科学省による自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインの作成とが提言されています。

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法第 109 条 1 項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留

意すべきである。

また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の視点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

(2) 教職課程 自己点検・評価の進め方

教職課程を対象とした自己点検・評価について今日まで定型的な実施手順は存在しません¹⁾。各大学の規模・地理的条件（例えば、各学部分散型）、教職課程の種類・性格（例えば、開放制、養成系）に応じて大学固有の実施手順を確立し、これを誠意ある公正な姿勢で進めることが求められます。

ここでは、中規模・学部分散型で複数の教職課程を開設し、各学部の教職課程の運営を統括する全学的な組織として「教職課程支援センターなど」を設置している大学において自己点検・評価を実施する場合を例に、いくつかのプロセスを踏まえて進めることにします²⁾。

【第1プロセス：教職課程支援センターによる自己点検・評価の決定・合意】

全学的な組織の教職課程支援センターは学長の意を受け、学内の教職課程の自己点検・評価を行うことを組織決定するとともに、自己点検・評価の実施方針・実施手順の決定を行います。その方針・手順には自己点検・評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項が含まれます。このような決定は、各学部の「(仮称) 教職課程委員会」の合意のもと、「教職課程委員会」の代表者、関係者に伝達し、周知を図ります。

【第2プロセス：教職課程支援センターによる法令由来事項の点検と各教職課程へのデータ等の扱いについての意見聴取】

教職課程支援センターは、直ちに法令由来事項の充足状況の確認を行います。その際、教職カリキュラムの編成や授業シラバスを含む教育活動について法令などに違反していないかの疑義が生じた問題点を折出し、適宜各学部の教職課程員会に通知します。また各教職課程に点検を委ねることが適当と判断した事項については、各学部の教職課程委員会にその一覧を作成・提示し、情報・データの収集・分析・集約の方法について意見集約を行います。

【第3プロセス：各教職課程による自己点検・評価の進め方の検討・協議】

各学部の教職課程委員会は、教職課程支援センターからの照会を受けて、当該教職課程自身による自己点検・評価の進め方について検討します。その際、教職課程支援センターは、各学部の教職課程委員会と協議をして、情報・データの扱いについて調整を図ります。調整の際、教職課程の種類・性格等に相違があることを考慮して、必ずしも全学横並

びの調整を図る必要はありません。

【第4プロセス：教職課程支援センターと各学部教職課程との実施手順の最終調整】

以上の協議を経た後、教職課程支援センターは、あらためて教職課程自己点検・評価の目的や基本方針の学内への周知を図った上で、各学部の教職課程委員会と協働して、実施期間、検証の対象とする項目、分析結果の集約方法、結果の公表方法、結果や成果を各学部の教職課程の改善・向上につながる方策の在り方、などについて協議し、最終確認を行います。

【第5プロセス：教職課程の自己点検・評価のための対象項目についての点検・評価活動の実施】

教職課程支援センターを軸に各学部の教職課程委員会は、実施期間や書面提出締切期限を見据えて、教職協働を基本に据えた役割分担のもと、対象項目の点検・評価活動を行います。その際、情報・データの収集・分析の役割は、必要に応じ事務局の専門スタッフがIR (Institutional Research) 機能を担う一環としてこれに従事します。さらに情報データ収集について、必要な場合、授業科目を担当する教員に協力を要請することもあります。

以上を踏まえ、具体的な自己点検・評価項目を分析します。ちなみに、現時点では教職課程の外部評価実施機関は定まっておられません。この点、文部科学省の委託研究を受けて、教員養成評価機構が『教員養成教育認定 自己分析書作成の手引き』（令和元年9月）、大学基準協会が『教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書』（令和元年3月）、さらに今回、全国私立大学教職課程協会が『「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き』（令和2年3月）を発行し、その中で各々「教員養成教育認定基準」、「教職課程の質保証に関する参考ガイドライン」、「自己点検・評価基準」を提出しており、今後、自己点検・評価を行うにあたっての参考になります。

例えば、各大学の教職課程において重要課題の一つとして挙げている基準領域「学習支援・教職へのキャリア支援」の基準項目としては、「教職への学生の意欲・適性等を把握・検証」「教職キャリア支援体制の構築・運用」「教職への免許状取得者、教職への就職率を高める」などが考えられます。同様に基準領域「教員組織」の基準項目については「教職課程の展開に相応した教員の配置」「組織的なFD (Faculty Development)、SD (Staff Development)」などが考えられます³⁾。

ただし、分析内容としては各基準項目における当該大学教職課程の「個性・特色（強み・持ち味）」や「直面している課題」をリフレクションすることが重要となってきます。

【第6プロセス：教職課程を対象とする自己点検・評価報告書の確定・公表】

教職課程支援センターは、自らが手がけた作業を集約し、書面にまとめるとともに、各学部の教職課程委員会から上がってきた情報・データを分析・集約した上でこれを書面に取りまとめます。そして最終的に、これら書面を全体にわたって編集し、「〇〇大学教職課程自己点検・評価報告書」といった報告書を完成させます。その公表に先んじて、その内容について学長、大学経営の責任主体からその確定に向けた承認を得ます。

公表の方法は、各大学の自由な判断に委ねられますが、最低限、当該大学の教職課程に関係する全教職員と全学生がその内容を共有できる方法が求められます。しかも公表に当たっては、特に教職課程の情報公表を義務化した教育職員免許法施行規則第22条の6に定める規定「教員の養成に係る教員の質の向上に係る取組に関する事」の存在を十分理解するとともに、その趣旨に沿うものとしてこれを公表することが必要となります。

【第7プロセス：自己点検・評価報告書を基礎とした教職課程に関わる新たなアクション・プランの策定】

教職課程支援センターは、自己点検・評価報告書の完成・公表に基づき、当該大学の年次計画や中・長期計画等の授業計画の一部をなすものとして、教職課程の改善・向上に向けたアクション・プランを検討・策定します。アクション・プランは特に教職課程に係る教職員間で共通理解を図ることが求められます。

なお、上記の自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために、全私教協評価委員会（仮称）からの評価や助言を取り入れるなどの工夫を講じることも有益です。その評価には、ポジティブな評価姿勢のもと教職課程のグッドプラクティスである有為な取組の可視化を推奨し、かつ大学間の持ち味と弱点の情報共有、協力体制による可能なメリットが得られるような対話を通して高め合う質保証も期待されます。

-
- 1) この点、教員養成評価機構は認定評価を認めています。学校教育法第109条第2項に定める認証評価の規定に基づくものではありません。また、教職課程の評価実施機関については、2019年度時点では法令上定まってはいません。ただし、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(2015年12月)は全学的に教職課程を統括する組織(教職課程支援センター)の設置について努力義務化すること、教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当であることを提言していたのも事実です。
 - 2) 自己点検・評価の実施プロセス、および後述の2節『『教職課程 自己点検・評価報告書』の作成』については、大学基準協会『教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書』2019年3月、pp.147-193も参考にしています。
 - 3) 八尾坂 修「大学の教職課程における内部質保証・外部質保証をめぐる課題」『教師教育研究』32号、東信堂、2019年、pp.109-124

2 「教職課程 自己点検・評価報告書」の作成

(1) 自己点検・評価の内容

自己点検・評価を行う各大学（学部）の教職課程は、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成していただきます。

自己点検・評価の内容は、三つの「基準領域」六つの「基準項目」ごとに、基準に係る「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」の3項目から構成されています。

① 「現状説明」

六つの「基準」は汎用的・大綱的な表現となっています。そのため、基準ごとに「取り組み観点例」を例示しています。

記述する場合は、各教職課程の組織形態や取り組む内容等に併せて調整してください。基準に係る「現状説明」の根拠となる資料・データ等のうち、基準に係る「現状説明」の文章記述と併せて示すことによって、状況説明が理解しやすいと判断されるものについては、必要な箇所を抽出して、資料・データ等に挿入してください。その場合、資料・データ名及び出典（かっこ書き）を付記してください。

② 「長所・特色」

また、三つの基準領域ごとの「長所・特色」について根拠を示しながら具体的に記述してください。ここでいう「長所・特色」とは、教職課程の理念・目的の実現に資する事項、教職課程において先駆的又は独自性のある事項であり、有意な成果がみられる（期待できる）ものです。特に取り上げるべき「長所・特色」を記述する部分ですので、基準領域ごとに特設、これに当たるものがない場合は、「なし」と記述してください。

③ 「取り組み上の課題」

「長所・特色」と同様に、自己点検・評価の結果、浮かび上がった課題を「基準に係る現状説明」を踏まえてそれぞれの基準領域ごとに記述してください。

ここでいう「課題」とは、教職課程としてふさわしい基準を確保するための課題、理念・目的を実現するための課題です。

記述に当たっては、改善を要すると判断した根拠を示しながら、具体的に記述してください。

また、当該事項の改善策がある場合は、具体的な計画（既に行っている場合はその進捗状況を含めて）記述してください。

「長所・特色」の場合と同様に、三つの基準領域すべてから「課題」を取り上げる必要はありません。また、基準領域全体として、特にこれに当たるものがない場合は、「なし」と記述してください。

他に後述しますが、「教職課程の現況及び特色」、「自己点検・評価報告書の作成プロセス」、「現況基準データ票」を報告書に記入していただきます。

(2) 教職課程 自己点検・評価報告書の構成及び様式

自己点検・評価報告書は、次の様式で作成してください。なお、様式は全私教協のWebサイト（近日掲載）からダウンロードしてください。

① 自己点検・評価報告書は、A4縦長・横書きで作成してください。上・下・左・右それぞれ25mm程度の余白をとってください。

② 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、数字1桁は明朝体で全角、2桁以上の数字は明朝体で半角を使用してください。

「I 教職課程の現況及び特色」の頁から中央下に通し番号（—〇—）を付けてください。

③ 表紙を除く各頁の右上ヘッダー部に教職課程の機関名称（例：「〇〇大学〇〇学部」）を付けてください（明朝体9ポイント）。なお、これは1頁当たりの行数・文字数には含めません。

④ 基準領域ごとの自己点検・評価の各頁の右上ヘッダー部には、教職課程の機関名称に加えて「基準領域〇〇」を付けてください（明朝体9ポイント）。なお、これは、1頁当たりの行数・文字数には含めません（例：「〇〇大学〇〇学部 基準領域〇」）。

⑤ 基準領域ごとに改頁してください。

(3) 教職課程の現況及び特色

学部の教職課程の現況及び特色は、評価報告書に原文のまま掲載します。以下に例示しますが、現況は、「学部名」、「所在地」、「学生数（教職課程を専攻する学生／学部全体の学生数）」、「教員数（教職課程に関わる教員数／学部全体の教員数）」についてです。

特色は、学部の教職課程の沿革や理念、教育目標、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）などを含めながら、教職課程の特色が分かるように記述してください。

I 教職課程の現況及び特色
1 現況
(1) 大学名：〇〇大学〇〇学部
(2) 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
(3) 学生数及び教員数
学生数：〇〇人／〇〇人
教員数：〇〇人／〇〇人
2 特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(4) 基準領域ごとの自己点検・評価の記述方法

基準領域ごとの自己点検・評価は、基準領域1から基準領域3の基準領域ごとに次の点を記述します。

- ① 各基準の「基準に係る『現状説明』」の記述
- ② 現状説明に使用した「根拠となる資料・データ等」のリスト
- ③ 基準領域ごとの「長所・特色」及び「取り組み上の課題」

・ 文字数は、一つの基準領域当たり 4,000 字 (40 字×100 行) ～6,400 字 (40 字×160 行) を目安とします。使用する書体は原則として明朝体で、文字は 10.5 ポイントとしてください。

- ・ 基準領域1、基準領域2、基準領域3ごとにそれぞれ改行してください。

(5) 基準領域・基準項目・取り組み観点例

教職課程の自己点検・評価の基準領域は、基準領域ごとに二つの基準が設けられています。例えば基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」には、1-1と1-2の二つの基準があります。また、基準ごとに複数の取り組み観点例を示しています。これらの基準領域、基準項目、取り組み観点例の内容と相互の関係は、次のようになっています。

① 基準領域：教職課程が教育活動の柱とすべき内容であり、この三つの基準領域について内部質保証の仕組みを機能させることが求められます。基準領域内の基準ごとの自己点検・評価に基づいて内部質保証の妥当性を判断し、領域ごとに総合的な評価を行います。

② 基準項目：その内容を満たすことが求められます。

③ 取り組み観点例：各教職課程が、上述の基準項目を具体的にイメージするための参考例です。むしろ、各教職課程が「取り組み観点例」をも参考にして、自らの環境・条件に応じて自律的・主体的に独自の取り組みを具体的に提示することが考えられています。この場合の取り組みとは、一部の教職員による個別のものではなく、当該機関の教職課程の目標の実現に向けて組織として共有されているものを指します。

(6) 自己点検・評価に使用する資料・データ等のリスト

基準項目ごとに「基準に係る『現状説明』」の記述の根拠となる資料・データ等とその資料番号を箇条書き（リスト形式）してください。公開されたホームページのURLを記載することも可能です。URL以外の資料・データ等は、資料集として整理し、自己点検・評価報告書と合わせて提出してください。

資料・データ等の資料番号は基準項目ごとに枝番を付ける形式で示してください。例えば、基準項目1-1の記述の根拠となる資料・データの場合、「基準項目1-1-1、資料1-1-1-2、(後略)」となります。

以下に、基準領域ごとの自己点検・評価の掲示例を示します。

〇〇大学〇〇学部 基準領域 1
II 基準領域ごとの自己点検・評価
基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み
基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有
〔現状説明〕
.....
..... (資料〇)
.....
..... (資料〇)
〔長所・特色〕
.....
.....
〔取り組み上の課題〕
.....
.....
.....
<根拠となる資料・データ等>
・資料 1-1-1 : 教職課程履修ハンドブック、出版社、 年、 pp. 〇-〇
・資料 1-1-1 : 教職課程支援センターハンドブック、出版社、 年、 p. 〇
・データ : データ名、出典 年、 p. 〇
・基準項目 1-2 : 以下、省略

(7) 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のプロセスの記述

各教職課程が現状、特色、課題を自己点検・評価し、改善につなげていくためには、自己点検・評価が教職員間に共有されていることが肝要です。

ここでは、自己点検・評価報告書の作成プロセスについて、教職員間における共有をどのように図ったかを含めて、40字×30行程度で1頁にまとめて記述してください。

(8) 「現況基礎データ票」の作成

「現況基礎データ票」には、卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数（正規・臨時）、志願者数、合格者数、入学者数等を含みます。教職課程において、自己点検・評価

を行う時期の直近の5月1日現在のデータを記入してください。教職課程（学部）のデータを出していただいても学科やコースごとに出していただいても構いません。

なお、本文中に「現況基礎データ票」の内容について記述するときも、「現況基礎データ票参照」としてください。

3 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のイメージ

教職課程
自己点検・評価報告書

令和 年 月
〇〇大学〇〇学部

〇〇大学〇〇学部

目次

I 教職課程の現況及び特色…………… 1

II 基準領域ごとの自己点検・評価… 2

基準領域1 〇〇…………… 3

基準領域2 〇〇…………… 〇

基準領域3 〇〇…………… 〇

III 教職課程 自己点検・評価報告書作成のプロセス

〇〇大学〇〇学部

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名：〇〇大学〇〇学部

(2) 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇

(3) 学生数及び教員数

(令和 年 5 月 1 日現在)

学生数： 〇〇人／〇〇人

教員数： 〇〇人／〇〇人

(内、教育委員会との交流人事〇人)

2 特色

……………

……………

-1-

〇〇大学〇〇学部 基準領域 1

II 基準領域ごとの自己点検・評価

基準領域 1 ……………

1 基準項目ごとの自己点検・評価

(1) 基準項目 1-1

① 現状説明

……………

<根拠となる資料・データ等>

……………

② 長所・特色

……………

③ 取り組み上の課題

……………

(基準項目 1-2 以下省略)

-2-

〇〇大学〇〇学部

Ⅲ 『教職課程 自己点検・評価報告書』作成
のプロセス

.....

.....

.....

現況基礎データ票((令和)年 5月 1日現在)

設置者	
大学・学部名称	
学科やコースの名称 (必要な場合)	
1 卒業生数、教員免許取得者数、教員採用者数等	
① 昨年度卒業生数	
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)	
③ ①のうち、教員免許取得者の実数 (複数免許取得者も1と数える)	
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用+臨時的任用の合計数)	
④のうち、正規採用者数	
④のうち、臨時的任用者数	
2 教員組織	
	教授 准教授 講師 助教 その他
教員数	

4 「教職課程 自己点検・評価報告書」の提出

(1) 提出方法

教職課程
自己点検・評価報告書

|

(2箇所ホッチキス止め)

|

令和 年 月
〇〇大学〇〇学部

「教職課程 自己点検・評価報告書」は、冊子体を1部、電子媒体を1部提出してください。冊子（紙媒体）は、表紙の裏面を目次とし、頁なし。

以下、「I 教職課程の現況及び特色」から通し頁を付して両面印刷としてください。表紙を含め、通常のコピー用紙を使用してください。

現況基礎データ票は、冊子（紙媒体）の最後に頁を付さずに添付してください。

電子媒体は、CD-RかUSBメモリーのいずれかとしてください。

ファイル形式は、PDF等に変換せず、MS-Word形式等でご提出ください。外字、特殊な漢字等の使用は注意してください。

自己点検・評価報告書に資料・データ等の目次一覧表を付してください。

自己点検・評価報告書には、右のような書式により添書（鑑）を付してください。

(1) 提出期限及び提出先

① 提出期限：特になし

② 提出先

〒192-0392

東京都八王子市堀之内 1432-1

東京薬科大学内

一般社団法人

全国私立大学教職課程協会事務局

③ 提出方法 郵送又は宅配便

(電子媒体は破損しないよう配慮願います)

「教職課程 自己点検・評価報告書在中」と表示してください。

文書番号

令和 年 月 日

一般社団法人

全国私立大学教職課程協会会長 殿

〇〇〇大学

学長 〇〇〇〇 公印

教職課程 自己点検・評価報告書について
(提出)

本学〇〇学部の自己点検・評価報告書を下記のとおり提出いたします。

記

1 自己点検・評価報告書 1冊

2 電子媒体 (USB等) 1個

以上

(2) 全私教協Webサイトへの掲載

提出された「自己点検・評価報告書」、「現況基礎データ票」(自己点検・評価に使用された資料・データ等の一覧表を含む)は、全私教協で、自己点検・評価報告書受理後1ヶ月以内を目途に全私教協Webサイトに掲載いたします(実施については、さらに検討の予定)。

全国私立大学教職課程協会「教職課程 自己点検・評価基準」

－基本的な視点－

(1) 全国私立大学教職課程協会の自己点検・評価基準は、開放制・多様性等様々な組織形態を有する私立大学における教職課程に対して、実施可能で、なお公正かつ質の保証、向上に資する評価の在り方を明らかにすることを目的として作成されています。

自己点検・評価自体は大綱的かつ汎用的であり、各大学の主体的・自律的な取り組みにかなうことを旨としています。

(2) 自己点検・評価基準は、下記の三つの基準領域に即して六つの基準項目を設定しました。また、参考として基準項目ごとに取り組み観点例を示しています。

〔基準領域	1〕	教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み
基準項目	1-1	教職課程教育に対する目的・目標の共有
基準項目	1-2	教職課程に関する組織的工夫
〔基準領域	2〕	学生の確保・指導・キャリア支援
基準項目	2-1	教職を担うべき適切な人材（学生）の確保
基準項目	2-2	教職へのキャリア支援
〔基準領域	3〕	適切な教職課程カリキュラム
基準項目	3-1	教職課程カリキュラムの編成・実施
基準項目	3-2	実践的指導力養成と地域との連携

(3) 六つの基準項目は、相互に密接に関連しています。各大学（学部）の教職課程は、自らの取り組みと各基準項目を個別に対応させ判断するだけでなく、複数の基準項目と照らし合わせながら、自らの教職課程の現状を総合的に説明することが求められています。

その際、自らの教職課程の長所や特色、取り組み上の課題も明確にすることが望まれます。また、その長所や特色を活かし、課題を解決するために更なる改善を図り、どのように質向上を図るかも期待されます。

(4) この自己点検・評価は、既存の評価システムでは十分に捉えられない、各大学の具体的な教職課程を評価の対象とすることで、教職課程全体の質的改善・向上に資するような事項を可視化します。

(5) この自己点検・評価基準に基づいて評価を行う教職課程とは、教育職員免許法に基づく認定課程を有する大学における「学部」相当の組織を指します。学士課程教育が教員養成

の事実上の標準であること、また、教員養成に関わる様々な意思決定、すなわち、教員配置、入学・卒業の判定、履修指導、カリキュラムの編成とマネジメント等が「学部」相当の組織によって担われていることに基づきます。

(6) この自己点検・評価基準は、本研究において自己点検・評価基準を独自に策定して自己点検・評価を行っているとは回答した 20 大学の自己点検・評価基準の分析結果、また、自己点検・評価を行っている 8 大学へのインタビュー調査で得られた知見を反映しています。

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

〔趣旨〕

本協会を構成する大部分の大学は、開放制の原則のもと教員養成を行っており、このことについては第 I 章で述べたとおり、各大学が学生や地域、ひいては国全体の実態を踏まえもっともよい教員を養成するべく建学の精神に基づいてその養成に取り組むことが本質です。

教職課程の目的・目標は教育活動を進めていく上での基本となるものであり、かつ、教育活動の有効性を検証するための評価項目としての性格を有しています。この教育目的・目標をより具体化したものが育成を目指す教員像であるという理解に立てば、教職課程教育を通して育まれるべき資質能力を示した学修成果（ラーニング・アウトカム）が具体的に提示されていることが必要です。そして、それらが教職課程で学ぶ学生間、教職員間で周知され、共有されていることが求められています（基準項目 1-1、取り組み観点例）。

教職課程を担う教職員の資質能力を高める上での方策としては、FDやSDの確立やその機能的有効性を問うことと共に条件整備としての施設・設備の整備も望まれます。しかも、教職課程のマネジメントを掌る全学的組織と学部（学科）の教職課程において連携のための有効的な方策を立てることが必要です。また、教育職員免許法規則第 22 条の 6、第 1 項に定められておりますが、教職課程の質向上に向けての取り組みを含む教員養成の状況について情報公開することが求められています（基準項目 1-2、取り組み観点例）。

基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有

〈取り組み観点例〉

- ① 目的・目標、育成を目指す教員像について教職課程に関わる教職員が共通理解をしている。
- ② 教職課程教育を通して育まれるべき学修成果（ラーニング・アウトカム）が具体的に示されている。
- ③ 教職課程教育の目的・目標を学生に周知している。

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

〈取り組み観点例〉

- ① 研究者教員と学校現場での優れた実践的経験を有する教員との協働体制を構築している。
- ② 教職課程の運営に関して全学組織（教職課程支援センターなど）と学部（学科）の教職課程で意思疎通を図っている。
- ③ 教職課程の在り方を恒常的に自己点検・評価するために組織的に機能している。

- ④ 教職課程の質的向上のためにFDやSDの取り組みを展開している。
- ⑤ 教職課程に関わる情報公開を行っている。
- ⑥ 教職課程教育を行う上での施設・設備が適切に整備されている。

基準領域2 学生の確保・指導・キャリア支援

〔趣旨〕

教職課程は、“学び”の主体である児童生徒と向き合い、彼らとの精神的なつながりを通じてその成長を促すという重責を担う教員を養成する役割を担っています。

教職課程が履修希望者の登録を行うに当たっては、教職への基本的理解と意欲をもっていることに加え、当該教職課程の望む教員像を認識し、これに理解を示していることを確認するような履修登録上の工夫も必要です。また、学生に対する教育効果を考慮するとともに、直接指導に当たる教員の教育負担を考慮しつつ、当該教職課程に即した適切な数の履修希望学生を受け入れることも求められます（基準項目2-1、取り組み観点例）。

教職課程に学ぶ学生の意欲や適性を把握し、組織的にキャリア支援を行う体制を築くことが求められます。また、学生のニーズに応じ、教職入職に関する各種情報の提供の機会や教員入職卒業生との協力関係を築くとともに、教員採用試験対策への対応が必要な場合もあります（基準項目2-2、取り組み観点例）。

基準項目2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保

〈取り組み観点例〉

- ① 教職を担うにふさわしい学生を受け入れる履修上の基準を設定している。
- ② 教職を担うにふさわしい学生の募集・選考等を実施している。
- ③ 当該教職課程に即した適切な数の履修学生を受け入れている。

基準項目2-2 教職へのキャリア支援

〈取り組み観点例〉

- ① 学生の教職に対する意欲や適性を把握している。
- ② 学生のニーズの把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- ③ 学生の学修状況に応じたきめ細かな指導を行っている。
- ④ 教職入職に関する各種情報を適切に提供している。
- ⑤ 教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ⑥ 教職に就いている卒業生との協力体制を図っている。

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

〔趣旨〕

教職課程は、学部・学科等の設置・増設の認可とは別に、認可後の学科等の学位プログラムを母体に教職課程教育を行う上で教育上の目的・目標等を踏まえたカリキュラム編成においていわゆる「教科専門」、「教科指導」、「教職専門」の各科目領域間、各科目間の系統性の確保がなされる必要があります。また、カリキュラム編成において、教職課程コアカリキュラムへの対応とともに、学校や社会のニーズ、現下の政策課題を踏まえた科目が編成されることも重要です。

また、新学習指導要領の基本方針として「何がわかったか」、「何ができるようになったか」を意識した指導方法の転換が進められています。教科等を横断する教育課程全体の教育効果として、問題発見・課題解決能力の涵養を図るべき児童生徒の能動的参加を引き出す指導も求められます。

「教職実践演習」は、教職課程の履修、教職課程外での多様な活動を通じて学生が修得した資質能力が教職に必要な資質能力として形成されたかを各大学の教職課程の目的・目標に照らして最終的に確認することを目的としています。

また「履修カルテ」は、教職課程履修学生の学びのプロフィールと成長の度合いを自己検証できる重要なツールです。

この「履修カルテ」の活用上の工夫を基礎に、「教職実践演習」には各学生の学修上の仕上がり度の確認の上に立って、教職として基本的な資質能力のうち、足りない部分を補完する指導上の役割が求められます（基準項目 3-1、取り組み観点例）。

これまで、ややもすると大学の教職課程の実態が学校現場のニーズと乖離しているとの指摘がなされ、実践的な指導力育成への配慮が求められています。学校インターンシップ、学校ボランティア、教育上のフィールドの機会など、「体験」の場を積極的に提供する工夫を凝らすことも必要です。また、様々な子どもの発達段階についての教育実践的な情報を提供する機会も重要となります。

「教育実習」は、大学の教職課程の担当者と実習校の関係者とが連携して実践的教育を行うための貴重な機会でもあります。教育実習に臨む上での必要な履修要件のもと、「実習生」としての心構えの指導も求められます。この点、大学の教職課程が実践的指導力育成を行っていくなかで、教育委員会との交流を深め、連携を密にすることも求められています（基準項目 3-2、取り組み観点例）。

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〈取り組み観点例〉

- ① 教職課程科目に限らず、卒業単位 124 単位を活用して、建学の精神等、開放制の大学としての特色ある独自性のある教員養成を行っている。
- ② 学科等の目的を踏まえ、「教科専門」「教科指導」「教職専門」の各科目・領域間の系統性の確保を図っている。
- ③ 学校や社会のニーズ、政策課題（例えば、教員育成指標参照）に対応した教育内容の工夫がなされている。
- ④ 学生自身によるアクティブ・ラーニングを促す工夫に取り組んでいる。
- ⑤ 学生間の協働による課題発見力・課題解決力、価値協働を育成する場を設定している。
- ⑥ コアカリキュラムに対応した教職課程のカリキュラムを提供している。
- ⑦ 「教職実践演習」の運用上の適切性、「履修カルテ」の活用上の工夫を図っている。

基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

〈取り組み観点例〉

- ① 教育の実際場面に学生が触れるフィールドを提供している。
- ② 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する場を設定している。
- ③ 様々な体験活動（ボランティア、インターンシップ、介護等体験等）とその省察による往還の機会を提供している。
- ④ 様々な子どもの発達段階に関する教育実践的な情報を提供している。
- ⑤ 教育委員会との組織的な連携協力体制を構築している。
- ⑥ 教育実習の指定校（協力校）との連携を図っている。
- ⑦ 教育実習に臨む上での必要な履修要件を設定している。

第IV章

私立大学における教職課程質保証評価の課題 —今後の具体化に向けて—

第IV章 私立大学における教職課程質保証評価の課題 —今後の具体化に向けて—

第1節 教職課程質保証評価の現状

Society5.0、人生百年時代を迎える今日、これを見通した教育は、学校教育において質の高い教員によって実現する。教員の養成を行う教職課程教育は、これまでになく重要となっており、その質の向上は急務である。教員の養成は、今日まで「大学における養成」を原則とすることから、「開放制の原則」が取られている。教職課程のなかでも、とりわけ開放制をとる教職課程の質の向上が、今後の教員養成の根幹にある課題である。

教職課程の質保証評価については、平成27年12月の中央教育審議会答申において「教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する」とされているように、すでに長く課題とされてきた経緯がある。最近では、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会あてに、教職課程の基準に関するワーキンググループから報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」において、「教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である」令和2年2月18日、17頁）との報告がある。

この経緯から明らかなように、教職課程質保証評価を実現する必要性は広く認識されているが、自己点検・評価、相互評価、第三者評価の相互関係を精査した仕組みづくりが遅れており、本報告書に示したように、現時点では教職課程を置く大学の一部において、大学評価基準を援用した基準を明文化した教職課程評価を任意に行っている現実がある。

他分野であれば学部段階の教育に関する認証評価団体はあるが、法的基準がないことから、学部教職課程を対象とする認証評価団体は存在しない。そのなかにあって、一般財団法人教員養成評価機構が提起する自己分析による教職課程内部質保証の取り組みは注目されるものであり、本報告書における私立大学教職課程を主対象とする自己点検・評価の検討のきっかけともなったものである。

第2節 本委託研究の到達点

本研究は、教職課程の質の向上の重要なことを正しく認識した上で、自己点検・評価、相互評価、第三者評価の関係、相補性を見極めた教職課程質保証評価の在り方を明らかにしようとした。教職課程の質の向上は、教職課程自己点検・評価から始まるという中教審答申等の指摘を受け止めていることは当然である。今年度の研究は、このなかでも、スタートラインに位置する自己点検・評価に焦点を当てた構成となっている。

本報告書の章に沿いながら、研究の到達点を明らかにしておく。

第II章では、まず教職課程に関する自己点検・評価が、大学評価の一環として行われている現状を資料調査から明らかにした。認証評価団体である日本高等教育評価機構、大学基準

協会の作成した大学評価基準を教職課程自己点検・評価に援用する形で行われている。大学評価の一部として行われていることは簡潔な評価としての肯定的な側面もあるが、教職課程の自己点検・評価に関する法令基準、ガイドラインがないこともあり、どのような評価を行えばよいのか理解が必ずしも進んでいない現状がある。評価基準を定めた評価の実施大学が極めて少なく、評価項目も大学によりまちまちである理由でもあり、的確な評価基準・項目の準備と評価の具体的な方法の提示があれば、教職課程の自己点検・評価は軌道に乗ると判断できる。

続いて、評価基準・項目の確定のため、昨年度の研究において教員養成評価機構の評価基準・項目を土台に作成した本協会基準案の適否について、実際に全国8大学を訪問して、その適切な基準・項目、補うべき基準・項目を中心としたヒアリング調査を行った。各大学から、基本的な考え方として、多様で個性的な教員養成を正当に評価するために開放制教員養成の教育理念を再度確認し、開放制に基づく教職課程そのものを対象とする自己点検・評価が必要であるとの指摘を受けた。またその方法・手順として、1. 実施主体は教職センター（全学的な教職課程運営の責任主体となる組織）が適当、2. 基準は、「基準領域」「基準項目」と〈取り組み観点例〉によることが適当、3. 自己点検・評価を個人の見解ではなく、大学として行う原則を周知する要望があり、この方法を検討することとした。この調査結果をもとにさらに検討した結果、開放制の教職課程に適した「教職課程 自己点検・評価基準」の取りまとめに至ったものである。この評価基準は、次の基準領域・基準項目から構成した。

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

基準領域 2 学生の確保・指導・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

基準項目のもとに、〈取り組み観点例〉が、3から7例程度用意されている。

第Ⅲ章では、この「教職課程 自己点検・評価基準」を用いた自己点検・評価を行い、当該大学としてその報告書を取りまとめるまでの手順を考案し作成した『「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き』を収録した。「手引き」では、対話を通じて高め合う質保証の標語によって、本協会が進めようとする取り組みを説明した上で、自己点検・評価の考え方、進め方を具体的に解説し、評価結果を評価書とする際の作成の手順を示している。本協会に対して報告書が提出された場合、所定の手続きにより応答することとしている。

第3節 今後の課題

本協会加盟大学を中心に、「『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き」を用いた自己点検・評価の自発的な取り組みを、令和2年度からスタートさせたい。本協会による自己点検・評価の試行事業の位置づけであり、大学における自己点検・評価を促進しながら、各種の調査を行い、令和3年度本格実施に向けた評価基準、「手引き」のブラッシュアップ、本格実施のための協会における組織体制を確立する。このため、協会に次のWGを置き、調査研究を行い、理事会に対して報告するものとする。

- ・自己点検・評価の内容・方法に関するWG
- ・自己点検・評価を支援する組織体制に関するWG

このWGにおいて検討する事項を取り上げて、今後の課題を示すこととしたい。ここに取り上げた課題は一例であり、WGの発足は協会における正式な意思決定による。

- 自己点検・評価の内容・方法に関するWG
 - ・自己点検・評価の試行に際して生じる基準の解釈等の判断
 - ・加盟校における報告書作成に関するサポート
 - ・提出された報告書に対する評価の作成（試行）
 - ・評価送付後の当該大学との質疑応答
- 自己点検・評価を支援する組織体制に関するWG
 - ・実施に関する事務・広報（HPにおける特設サイトの開設を含む）
 - ・Webによる報告書提出システムの整備
 - ・自己点検・評価を基盤とした相互評価の体制整備（地区協議会との連携協力を含む）

この二つのWGの開催を通じて、本協会における自己点検・評価を出発点とする教職課程質保証評価の実施能力を向上させることが、大きな課題となってくる。WGの充実によって、「手引き」（50頁）における評価委員会（仮称）の発足を具体化する。この点については、引き続き教職課程質保証に関する特別委員会の審議の充実を図りたい。なお、自己点検・評価の実施と並行する相互評価の実施に向けた準備、中期的な課題である第三者評価の在り方検討に関しても特別委員会の課題である。

まとめ

以上に、本研究の要点と今後の課題を述べてきたが、教職課程自己点検・評価を自律的な取り組みとして開始する可能性を拓いたことが、本年度研究の最大の特徴であり、重要なところである。各大学における自己点検・評価を相互評価によって高め合う、向上する新たな教職課程のステージを実現する方向を明らかにした。繰り返しになるが、中期的な課題である教職課程に対する第三者評価のための土台、基盤の形成を図ることに通じる事業となる。

私立大学教職課程を中心とする自己点検評価から相互評価さらには第三者評価に向かう自律的な取り組みに対して、文部行政の一層の理解、支援をいただければ幸いである。

資料編

資料 1

2019年度 特別委員会等 会議一覧

	会議名称	日時	場所
1	第1回質保証特別委員会	2019/6/4(火)	大正大学
2	第1回文部科学省委託研究研究会準備委員会 第2回質保証特別委員会	2019/8/4(日) 14:00-17:00	大正大学
3	第2回文部科学省委託研究研究会準備委員会 第3回質保証特別委員会	2019/8/25(土) 14:00-17:00	大正大学
4	第1回文部科学省委託研究研究会 第4回質保証特別委員会	2019/9/6(金) 19:00-21:00	帝京平成大学 中野キャンパス
5	第2回文部科学省委託研究研究会 第5回質保証特別委員会	2019/9/29(日) 13:00-14:45	大正大学
6	第3回文部科学省委託研究研究会 第6回質保証特別委員会	2019/11/24(日) 15:30-17:00	大正大学
7	第4回文部科学省委託研究研究会 第7回質保証特別委員会	2019/12/8(日) 13:40-16:00	ルノアールニュー 新宿
8	第5回文部科学省委託研究研究会 第8回質保証特別委員会	2019/12/15(日) 14:00-17:00	大正大学
9	第6回文部科学省委託研究研究会 第9回質保証特別委員会	2020/1/11(土) 10:15-12:00	玉川大学 教師教育リサーチ センター
10	第7回文部科学省委託研究研究会 第10回質保証特別委員会	2020/1/25(土) 13:30-18:00	大正大学
11	第8回文部科学省委託研究研究会 第11回質保証特別委員会	2020/1/31(金) 14:00-18:00	帝京平成大学 中野キャンパス
12	第9回文部科学省委託研究研究会 第12回質保証特別委員会	2020/2/10(月) 15:00-19:00	大正大学
13	第10回文部科学省委託研究研究会 第13回質保証特別委員会	2020/2/16(日) 14:40-18:30	帝京平成大学 中野キャンパス
14	第11回文部科学省委託研究研究会 第14回質保証特別委員会	2020/3/1(日) 13:00-18:00	アルカディア市ヶ谷
15	第12回文部科学省委託研究研究会 第15回質保証特別委員会	2020/3/15(日) 13:40-20:00	アルカディア市ヶ谷

資料 2

2019年度 訪問調査先一覧

	訪問調査先	日時	場所
1	札幌学院大学 北海道地区	2020/1/9-10 (木・金)	酪農学園大学 札幌学院大学
2	大正大学	2020/1/17 (金) 15:00-17:00	大正大学
3	立命館大学	2020/1/23 (木) 13:00-15:00	立命館大学
4	帝京科学大学	2020/2/4 (火)	帝京科学大学 千住キャンパス
5	長崎外国語大学	2020/2/20 (木)	長崎外国語大学
6	福岡大学	2020/2/21 (金)	福岡大学

資料 3

2018・2019年度 教職課程の質保証に関する特別委員会委員

No	役職	所属大学	氏名	備考
1	会長	玉川大学	小原 芳明	学長
2	副会長	学識経験者	町田 健一	
3	専務理事	東京薬科大学	田子 健	
4	常任理事	仙台白百合女子大学	牛渡 淳	
5	常任理事	大正大学	滝沢 和彦	
6	常任理事	玉川大学	森山 賢一	
7	常任理事	大阪人間科学大学	田中 保和	学長
8	特別委員会委員	帝京平成大学	横田 雅史	
9	特別委員会委員	開智国際大学	八尾坂 修	
10	幹事	玉川大学	高橋 正彦	
11	幹事	日本女子体育大学	須甲 理生	

資料 4

2018・2019年度 研究委員会委員

役職 等	氏名	大学名
委員長	牛渡 淳	仙台白百合女子大学
副委員長	田子 健	東京薬科大学
	田中 泉	広島経済大学
委員（常任理事）	滝沢 和彦	大正大学
	森山 賢一	玉川大学
北海道地区	古谷 次郎	北星学園大学
東北地区	泉山 靖人	東北学院大学
関東地区	三尾 真琴	帝京科学大学
東海・北陸地区	加島 大輔	愛知大学
	武者 一弘	中部大学
京都地区	森田 真樹	立命館大学
	原 清治	佛教大学
阪神地区	藤本 敦夫	大阪音楽大学
中国・四国地区	元井 一郎	四国学院大学
九州地区	波多江 俊介	熊本学園大学
専門委員	佐藤 手織	八戸工業大学
	松山 隆志	九州女子大学
幹事	須甲 理生	日本女子体育大学

資料 5

加盟大学一覧

☆印…準会員大学

2019年7月22日現在

【北海道地区】 (正会員大学 21 校 + 特別会員大学 1 校)

旭川大学	星槎道都大学	北海商科大学	酪農学園大学
札幌大学	苫小牧駒澤大学	北海道医療大学	稚内北星学園大学
札幌大谷大学	函館大学	北海道科学大学	帯広大谷短期大学
札幌学院大学	藤女子大学	北海道情報大学	公立千歳科学技術大学【特】
札幌国際大学	北星学園大学	北海道文教大学	
天使大学	北海学園大学	北翔大学	

【東北地区】 (正会員大学 20 校)

青森大学	仙台白百合女子大学	東北生活文化大学	八戸工業大学
石巻専修大学	東北学院大学	東北福祉大学	弘前学院大学
郡山女子大学	東北芸術工科大学	東北文教大学	富士大学
尚絅学院大学	東北工業大学	日本大学工学部	宮城学院女子大学
仙台大学	東北女子大学	八戸学院大学	盛岡大学

【関東地区】 (正会員大学 156 校 + 準会員大学 5 校 + 特別会員大学 1 校)

青山学院大学	作新学院大学	中央学院大学	新潟薬科大学
麻布大学	実践女子大学	筑波学院大学	日本大学
足利大学	芝浦工業大学	津田塾大学	日本工業大学
亜細亜大学	秀明大学	鶴見大学	日本社会事業大学
跡見学園女子大学	十文字学園女子大学	帝京大学	日本女子大学
育英大学	淑徳大学	帝京科学大学	日本女子体育大学
茨城キリスト教大学	松蔭大学	帝京平成大学	日本体育大学
植草学園大学	城西大学	田園調布学園大学	白鷗大学
上野学園大学	城西国際大学	桐蔭横浜大学	フェリス学院大学
江戸川大学	上智大学	東海大学	文化学園大学
桜美林大学	湘南工科大学	東京家政大学	文教大学
開智国際大学	尚美学園大学	東京家政学院大学	文京学院大学
学習院大学	昭和音楽大学	東京経済大学	法政大学
神奈川大学	女子栄養大学	中央大学	松本大学

神奈川工科大学	女子美術大学	東京工芸大学	武蔵野美術大学
鎌倉女子大学	白梅学園大学	東京国際大学	明海大学
川村学園女子大学	白百合女子大学	東京情報大学	明治大学
神田外語大学	杉野服飾大学	東京女子大学	明治学院大学
関東学院大学	駿河台大学	東京女子体育大学	目白大学
北里大学	聖学院大学	東京成徳大学	明星大学
共愛学園前橋国際大学	成蹊大学	東京成徳短期大学	山梨学院大学
共栄大学	星槎大学	東京電機大学	横浜商科大学
共立女子大学	成城大学	東京都市大学	横浜創英大学
杏林大学	聖心女子大学	東京農業大学	立教大学
桐生大学	清泉女子大学	東京未来大学	立正大学
国立音楽大学	聖徳大学	東京薬科大学	流通経済大学
群馬医療福祉大学	清和大学	東京理科大学	了徳寺大学
敬愛大学	専修大学	東邦大学	麗澤大学
慶應義塾大学	洗足学園音楽大学	東都大学	和光大学
恵泉女学園大学	創価大学	東邦音楽大学	早稲田大学
敬和学園大学	大正大学	東洋大学	和洋女子大学
工学院大学	大東文化大学	東洋英和女学院大学	青山学院女子短期大学
國學院大學	高崎健康福祉大学	東洋学園大学	有明教育芸術短期大学☆
国際基督教大学	高千穂大学	常磐大学	つくば国際短期大学☆
国際武道大学	拓殖大学	獨協大学	帝京短期大学☆
国士舘大学	多摩大学	新潟医療福祉大学	千葉敬愛短期大学☆
こども教育宝仙大学	玉川大学	新潟経営大学	新潟中央短期大学☆
駒澤大学	多摩美術大学	新潟青陵大学	武蔵丘短期大学
埼玉学園大学	千葉科学大学	武蔵大学	上田市立長野大学【特】
埼玉工業大学	千葉工業大学	二松学舎大学	
相模女子大学	千葉商科大学	武蔵野大学	

【東海・北陸地区】 (正会員大学 39校)

愛知大学	岡崎女子大学	大同大学	名古屋芸術大学
愛知学院大学	岐阜経済大学	中部大学	南山大学
愛知学泉大学	岐阜聖徳学園大学	東海学院大学	日本福祉大学
愛知工業大学	金城学院大学	東海学園大学	人間環境大学
愛知淑徳大学	皇學館大学	富山国際大学	浜松学院大学

愛知東邦大学	至学館大学	名古屋音楽大学	福井工業大学
愛知みずほ大学	静岡産業大学	名古屋外国語大学	北陸大学
朝日大学	仁愛大学	名古屋学院大学	北陸学院大学
桜花学園大学	椋山女学園大学	名古屋経済大学	名城大学
金沢工業大学	中京大学	名古屋女子大学	

【京都地区】（正会員大学 22 校＋準会員大学 2 校）

大谷大学	京都産業大学	京都文教大学	佛教大学
京都華頂大学	京都女子大学	成安造形大学	平安女学院大学
京都外国語大学	京都精華大学	同志社大学	立命館大学
京都先端科学大学	京都芸術大学	同志社女子大学	龍谷大学
京都光華女子大学	京都橘大学	花園大学	京都文教短期大学☆
嵯峨美術大学	京都ノートルダム女子大学	びわこ成蹊スポーツ大学	池坊短期大学☆

【阪神地区】（正会員大学 70 校＋準会員大学 8 校）

藍野大学	大阪人間科学大学	神戸親和女子大学	兵庫大学
芦屋大学	大手前大学	神戸常盤大学	武庫川女子大学
追手門学院大学	関西大学	高野山大学	桃山学院大学
大阪青山大学	関西外国語大学	四天王寺大学	桃山学院教育大学
大阪大谷大学	関西学院大学	摂南大学	森ノ宮医療大学
大阪音楽大学	関西国際大学	千里金蘭大学	流通科学大学
大阪学院大学	関西福祉大学	相愛大学	和歌山信愛大学
大阪観光大学	関西福祉科学大学	宝塚医療大学	神戸女子短期大学
大阪経済大学	畿央大学	園田学園女子大学	頌栄短期大学
大阪経済法科大学	近畿大学	帝塚山大学	神戸教育短期大学
大阪芸術大学	甲子園大学	帝塚山学院大学	大阪キリスト教短期大学☆
大阪工業大学	甲南大学	天理大学	大阪芸術大学短期大学部☆
大阪国際大学	甲南女子大学	奈良大学	大阪国際大学短期大学部☆
大阪産業大学	神戸海星女子学院大学	奈良学園大学	大阪成蹊短期大学☆
大阪樟蔭女子大学	神戸学院大学	梅花女子大学	大阪千代田短期大学☆
大阪女学院大学	神戸芸術工科大学	羽衣国際大学	聖和短期大学☆
大阪商業大学	神戸国際大学	阪南大学	豊岡短期大学☆
大阪成蹊大学	神戸松蔭女子学院大学	東大阪大学	奈良佐保短期大学☆
大阪体育大学	神戸女学院大学	姫路大学	
大阪電気通信大学	神戸女子大学	姫路獨協大学	

【中国・四国地区】（正会員大学 36 校）

IPU 環太平洋大学	山陽学園大学	徳山大学	広島女学院大学
エリザベト音楽大学	四国大学	ノートルダム清心女子大学	広島都市学園大学
岡山商科大学	四国学院大学	梅光学院大学	広島文教女子大学
岡山理科大学	就実大学	比治山大学	広島文化学園大学
川崎医療福祉大学	聖カタリナ大学	広島経済大学	福山大学
吉備国際大学	高松大学	広島工業大学	福山平成大学
近畿大学工学部	中国学園大学	広島国際大学	松山大学
倉敷芸術科学大学	東亜大学	広島国際学院大学	美作大学
くらしき作陽大学	徳島文理大学	広島修道大学	安田女子大学

【九州地区】（正会員大学 40 校＋準会員大学 3 校）

沖縄大学	九州女子大学	筑紫女学園大学	福岡工業大学
沖縄キリスト教学院大学	九州ルーテル学院大学	長崎ウエスレヤン大学	福岡大学
沖縄国際大学	近畿大学産業理工学部	長崎外国語大学	福岡女学院大学
鹿児島国際大学	熊本学園大学	長崎国際大学	別府大学
鹿児島純心女子大学	久留米大学	長崎総合科学大学	南九州大学
活水女子大学	久留米工業大学	長崎純心大学	宮崎国際大学
九州看護福祉大学	志學館大学	中村学園大学	宮崎産業経営大学
九州共立大学	西南学院大学	西九州大学	福岡女子短期大学☆
九州国際大学	西南女学院大学	西日本工業大学	沖縄女子短期大学☆
九州産業大学	崇城大学	日本経済大学	別府溝部学園短期大学☆
九州情報大学	第一工業大学	日本文理大学	

2019 年 7 月 22 日現在

正会員大学	404 校
準会員大学	18 校
特別会員大学	2 校
合計	424 校

私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書

発行年月日 令和2年3月18日

発行者 小原芳明

編集責任者 田子健

事務局 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 事務局
〒192-0392
東京都八王子市堀之内 1432-1 東京薬科大学生命科学部
E-mail : info@zenshikyo.org

